

賃金引き上げ 特設ページを公開中!

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい！



賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	378.9	2,301	1,339.3
~19歳	186.7	1,125	122.0
20~24歳	221.1	1,351	420.8
25~29歳	260.1	1,586	783.7
30~34歳	301.1	1,821	959.6
35~39歳	354.5	2,149	1,213.0
40~44歳	401.5	2,428	1,422.3
45~49歳	412.5	2,490	1,482.9
50~54歳	460.6	2,780	1,889.8
55~59歳	492.7	3,042	1,983.9
60~64歳	344.0	2,110	1,068.1
65~69歳	284.4	1,734	542.2
70歳~	266.4	1,602	296.6

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
生産工程従事者	41.6歳	283.3	1,700	683.1
はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	44.2歳	274.1	1,675	905.9
金属プレス従事者	42.6歳	281.2	1,595	719.1
金属溶接・溶断従事者	38.8歳	269.9	1,579	824.9
運搬・清掃・包装等従事者	48.4歳	251.3	1,533	432.9
清掃員(ビル・建物を除く)、廃棄物処理従事者	49.4歳	282.6	1,759	623.5

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,752	製造業	1,483

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>



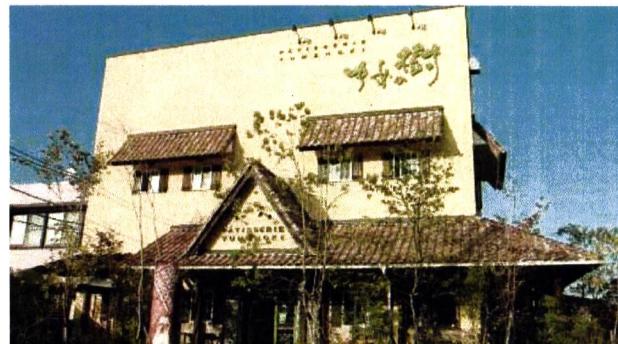
賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介



CASE1 株式会社ゆめの樹 洋菓子の製造・販売業

パート・アルバイト5名の時給を5.5%、正社員は中小企業退職金制度の掛け金を平均20%引き上げた。これらの原資を生み出すため業務改善助成金を活用して、シュリンクパッカー（熱縮包装機）を導入。長期の冷凍保存ができるだけでなく、廃棄処分も激減し、1ヶ月約10万円ものコスト削減にも結びついた。無駄と思われる固定費を削減しながら売上を伸ばし、利益を確保して従業員に還元するのは経営者の責任という。

COMPANY PROFILE ●社所在地:熊本県八代市
企業プロフィール ●従業員数:12名



CASE2 栄研化学株式会社 医薬品・試薬等製造販売業

正社員を対象に、定期昇給を含めて平均で前年度比9.0%を超える年収の引き上げを実施。また、非正規雇用者には正社員に先立って時給を100円引き上げ、昼食補助手当支給や正社員へのキャリアアップ促進も強化。併せて、賃金・労働条件の改善について約2年にわたる労働組合との話し合いを経て、役割・職責に応じた報酬体系などを内容とする新人事・賃金制度を導入した。

COMPANY PROFILE ●本社所在地:東京都台東区
企業プロフィール ●従業員数:708名、連結754名(2023年3月31日現在)

栄研化学株式会社



CASE3 南九施設株式会社 造園・土木工事業

生産性向上のための設備投資を支援する業務改善助成金を活用し、手書きの紙媒体で管理していた顧客情報を電子化し、迅速な検索を可能とした。業務改善助成金による支援もあいまって、時給制の従業員の賃金を60円引き上げることができた。続いて、働き方改革推進支援助成金を活用し、ホワイトボードを電子化。進捗を現場から直接記入できるようになり、現場作業員が直帰できるようになるなど作業効率が向上。また、協力会社もホワイトボードを確認・編集可能な仕組みとしたため、電話業務も大幅に減ったという。

COMPANY PROFILE ●本社所在地:鹿児島県鹿児島市
企業プロフィール ●従業員数:19名



主な支援策の紹介

業務改善
助成金

キャリアアップ
助成金

ものづくり・
商業・サービス
補助金

IT導入補助金

賃上げ
促進税制

働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

その他にも様々な支援策をご用意

▶「年収の壁・支援強化パッケージ」のご案内

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず希望どおり働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策に取り組みます。

106万円の壁
への対応

130万円の壁
への対応

配偶者手当
への対応

年収の壁・支援強化パッケージの
詳細は[こちら](#)



鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画

【計画のねらい】

厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスであることから、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図ることにより、「労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現」を目指します。

【計画期間】

令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5か年間

【計画の目標】

- 1 死亡災害については、第13次期間中と比較して15%以上減少する。
- 2 死傷災害については、増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数について、令和4年(2022年)と比較して令和9年(2027年)に減少に転じる。

【計画の特徴】

1 アウトプット指標

労働者の協力の下、事業者において実施される重点事項に係る取組の成果をアウトプット指標として定める。

2 アウトカム指標

事業者が、アウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定める。

【重点事項と指標等】

- ・☆印は重点事項のうち、アウトプット・アウトカム指標を定めたもの。
- ・鳥取県内の事業場の状況等の分析を行い、必要に応じて見直す予定。

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

【鳥取労働局の取組事項】

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備（安全衛生対策に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）。
- ・労働者死傷病報告に係る報告書の負担軽減や報告内容の適正化、統計処理の効率化等の一層の推進。
- ・労働安全衛生におけるDXの推進（ウェアラブル端末等の新技術の活用及びその機能の安全性評価についてエビデンスの収集・検討）。等

2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進(☆)

【鳥取労働局の取組事項】

- ・転倒や腰痛を含む行動災害に係る+safe協議会や関係機関との連携。
- ・転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知を行うとともに、アプリ、動画等を活用した効率的・効果的な安全衛生教育ツールの普及を図る。
- ・冬季の転倒災害防止対策について、関係機関と連携を図る。 等

【アウトプット指標】

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を令和9年（2027年）までに70%以上とする。
- ・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を令和9年（2027年）までに80%以上とする。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年（2023年）と比較して令和9年（2027年）までに増加させる。

【アウトカム指標】

- ・増加が見込まれる転倒の死傷年千人率を令和4年（2022年）と比較して令和9年（2027年）までに歯止めをかける。
- ・転倒による平均休業見込日数を令和9年（2027年）までに30日以下とする。
- ・増加が見込まれる社会福祉施設における動作の反動、無理な動作の死傷年千人率を令和4年（2022年）と比較して令和9年（2027年）までに減少させる。

3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進(☆)

【鳥取労働局の取組事項】

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」のエッセンス版の周知を図る。
- ・厚生労働本省の「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた取組の推進。等

【アウトプット指標】

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（ハード・ソフト両面からの対策）を実施する事業場の割合を令和9年（2027年）までに50%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を令和4年（2022年）と比較して令和9年（2027年）までに、その増加に歯止めをかける。

4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進(☆)

【鳥取労働局の取組事項】

- ・厚生労働本省で開発を促進する外国人労働者への安全衛生教育、危険の見える化のためのピクトグラム安全表示の周知を図る。等

【アウトプット指標】

- ・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和9年（2027年）までに50%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・外国人労働者の死傷年千人率を令和4年（2022年）と比較して令和9年（2027年）までに減少させる。

5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

【鳥取労働局の取組事項】

- ・有害物質による健康障害の防止措置について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の方に対しても、同等の保護措置を講じることを義務付ける改正省令の内容の周知を図る。等

6 業種別の労働災害防止対策の推進(☆)

ア 陸上貨物運送事業対策

【鳥取労働局の取組事項】

- ・トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の充実と強化を図る。
- ・荷役作業における労働災害の多くが荷主事業者の敷地等において発生している実態等から、荷主事業者対策に取組む。等

【アウトプット指標】

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号）に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を令和9年（2027年）までに45%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・陸上貨物運送事業における死傷者数を令和4年（2022年）と比較して令和9年（2027年）までに5%以上減少させる。

イ 建設業対策

【鳥取労働局の取組事項】

- ・足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落・転落災害防止対策を充実強化する。
- ・地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策を徹底する。等

【アウトプット指標】

- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントをより的確に取り組む建設業の事業場の割合を令和9年（2027年）までに100%とする。

【アウトカム指標】

- ・建設業における死亡者数を第13次労働災害防止推進計画（平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）。以下「第13次」という。）期間中と比較して15%以上減少させる。

ウ 製造業対策

【鳥取労働局の取組事項】

- ・危険な作業を信頼性の高い技術を有する機械の置き換えを通じて、労働災害のリスクを低減させる取組を推進する。
- ・労働者に対する定期的な教育等意識を高める取組を推進する。 等

【アウトプット指標】

- ・リスクアセスメントを実施し、かつ、機械による「はまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を令和9年（2027年）までに60%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・製造業における機械による「はまれ・巻き込まれ」の死傷者数を令和4年（2022年）と比較して令和9年（2027年）までに5%以上減少させる。

工 林業対策

【鳥取労働局の取組事項】

- ・立木の伐倒時の措置等の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策を徹底する。
- ・「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等の周知を図る。 等

【アウトプット指標】

- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号。「伐木等作業の安全ガイドライン」）に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和9年（2027年）までに50%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・林業における死傷者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、第13次期間中より減少させる。

7 労働者の健康確保対策の推進(☆)

ア メンタルヘルス対策

【鳥取労働局の取組事項】

- ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じてメンタルヘルス対策の取組を支援する。
- ・健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策に取り組む意義やメリットについて意識の啓発を図る。等

【アウトプット指標】

- ・メンタルヘルス対策として、①実務担当者の選任、②管理者及び労働者への教育・情報提供のいずれも取り組む事業場の割合を令和9年（2027年）までに80%以上とする。
- ・使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年（2027年）までに70%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を令和9年（2027年）までに50%未満とする。

イ 過重労働対策

【鳥取労働局の取組事項】

- ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過重労働が疑われる事業者への監督指導を徹底、「労働時間の適正な把握のため使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知、指導等の取組を推進する。 等

【アウトプット指標】

- ・年次有給休暇の取得率を令和7年（2025年）までに70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年（2025年）までに15%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年（2025年）までに5%以下とする。

ウ 産業保健活動の推進

【鳥取労働局の取組事項】

- ・健康経営の視点を含めた経営層に対する意識啓発を強化する。
- ・「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等を周知する。
- ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、事業場に対する産業保健活動を支援する。等

【アウトプット指標】

- ・各事業場において、相談窓口を含む必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年（2027年）までに80%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を令和9年（2027年）までに50%未満とする。（再掲）

8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策 (★)

【鳥取労働局の取組事項】

- ・事業者向けの化学物質管理に係る講習会等の充実を図る。
- ・労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのGHS分類・モデルSDS作成、クリエイト・シンプル（簡易リスクアセスメントツール）の周知等により事業場における化学物質管理を支援する。 等

【アウトプット指標】

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年（2025年）までにそれぞれ現状より20%以上増加させる。
- ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和7年（2025年）までに現状より20%以上増加させるとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年（2027年）までに現状よりの20%以上増加させる。

【アウトカム指標】

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次期間中と比較して5%以上減少させる。

イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

【鳥取労働局の取組事項】

- ・石綿事前調査結果報告システムの周知を図る。
- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等を周知する。
- ・発注者の配慮義務等にかかる周知等を実施。
- ・第10次粉じん障害防止総合対策に基づく呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用を推進。 等

ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策 (★)

【鳥取労働局の取組事項】

- ・日本産業規格（JIS）に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図り、あわせて、先進的な取組の紹介、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を実施する。
- ・「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく取組の指導等を実施する。 等

【アウトプット指標】

- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を令和5年（2023年）と比較して令和9年（2027年）までに増加させる。

【アウトカム指標】

- ・増加が見込まれる熱中症による死傷者数を第13次期間中より減少させる。

工 電離放射線による健康障害防止対策

【鳥取労働局の取組事項】

- ・医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入に係る支援を周知。

【一口メモ】 労働災害防止推進計画とは

労働災害の防止対策を総合的かつ計画的に実施するため、国が5年間にわたる労働災害防止計画を示し、各地方局ではこれに基づきそれぞれの地方局に応じた労働災害防止推進計画を策定しています。

鳥取労働局では、昭和33年に第1次労働災害防止推進計画を策定しました。

「鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画」は
鳥取労働局ホームページに掲載しています。



厚生労働省

鳥取労働局

鳥取・米子・倉吉各労働基準監督署

令和7年労働災害発生状況(速報)

令和7年10月末現在 鳥取労働局

署別 業種別	合計				鳥取署				米子署				倉吉署			
	令和7年 死傷者数	令和6年 死傷者数	増減数	増減率 (%)												
	令和7年 死傷者数	令和6年 死傷者数			死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数		
全産業	(3) 479	(1) 484	-5	-1.0	(1) 158	(1) 166	-8	-4.8	(1) 240	233	7	3.0	(1) 81	85	-4	-4.7
うち新型コロナを除く	(3) 437	(1) 368	69	18.8	(1) 131	(1) 115	16	13.9	(1) 228	185	43	23.2	(1) 78	68	10	14.7
製造業	89	75	14	18.7	26	21	5	23.8	52	43	9	20.9	11	11	0	0.0
木材・木製品・家具装備品製造業	7	4	3	75.0	1	1	0	0.0	6	3	3	100.0	0	0	0	0.0
鉄鋼・金属製品製造業	11	5	6	120.0	6	2	4	200.0	4	2	2	100.0	1	1	0	0.0
機械器具製造業	10	10	0	0.0	1	5	-4	-80.0	5	2	3	150.0	4	3	1	33.3
食料品製造業	37	31	6	19.4	8	2	6	300.0	26	26	0	0.0	3	3	0	0.0
上記以外の製造業	24	25	-1	-4.0	10	11	-1	-9.1	11	10	1	10.0	3	4	-1	-25.0
建設業	(1) 48	70	-22	-31.4	16	33	-17	-51.5	(1) 21	26	-5	-19.2	11	11	0	0.0
土木工事業	(1) 21	27	-6	-22.2	6	10	-4	-40.0	(1) 13	10	3	30.0	2	7	-5	-71.4
建築工事業	15	30	-15	-50.0	3	17	-14	-82.4	7	11	-4	-36.4	5	2	3	150.0
木造家屋建築工事業	2	11	-9	-81.8	1	7	-6	-85.7	0	3	-3	-100.0	1	1	0	0.0
その他の建築工事業	13	19	-6	-31.6	2	10	-8	-80.0	7	8	-1	-12.5	4	1	3	300.0
その他の建設業	12	13	-1	-7.7	7	6	1	16.7	1	5	-4	-80.0	4	2	2	100.0
運輸交通業	56	(1) 36	20	55.6	23	(1) 11	12	109.1	29	19	10	52.6	4	6	-2	-33.3
道路貨物運送業	48	(1) 35	13	37.1	19	(1) 11	8	72.7	27	18	9	50.0	2	6	-4	-66.7
その他の運輸交通業	8	1	7	700.0	4	0	4	*	2	1	1	100.0	2	0	2	*
林業	7	9	-2	-22.2	4	2	2	100.0	3	5	-2	-40.0	0	2	-2	-100.0
その他の事業	(2) 279	294	-15	-5.1	(1) 89	99	-10	-10.1	135	140	-5	-3.6	(1) 55	55	0	0.0
卸・小売業	(1) 67	48	19	39.6	21	18	3	16.7	36	23	13	56.5	(1) 10	7	3	42.9
飲食店	15	11	4	36.4	2	3	-1	-33.3	11	7	4	57.1	2	1	1	100.0
清掃業・ビルメンテナンス業	19	18	1	5.6	8	4	4	100.0	5	7	-2	-28.6	6	7	-1	-14.3
旅館・ホテル業	12	9	3	33.3	0	1	-1	-100.0	8	5	3	60.0	4	3	1	33.3
保健衛生業	110	160	-50	-31.3	43	63	-20	-31.7	50	69	-19	-27.5	17	28	-11	-39.3
通信業・金融業等	4	7	-3	-42.9	1	3	-2	-66.7	0	4	-4	-100.0	3	0	3	*
上記以外のその他の事業	(1) 52	41	11	26.8	(1) 14	7	7	100.0	25	25	0	0.0	13	9	4	44.4

(注) () 内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上の労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

安全衛生のメッセージ

それ危険 注意し合える安全職場 みんなで築くゼロ災55 (令和7年度ゼロ災55無災害運動スローガン)

令和7年労働災害発生状況(速報(コロナ除く。))

令和7年10月末現在 鳥取労働局

署別 業種別	合計				鳥取署				米子署				倉吉署				
	令和7年 死傷者数	令和6年 死傷者数	増減数	増減率 (%)	令和7年 死傷者数	令和6年 死傷者数	増減数	増減率 (%)	令和7年 死傷者数	令和6年 死傷者数	増減数	増減率 (%)	令和7年 死傷者数	令和6年 死傷者数	増減数	増減率 (%)	
	令和7年 死傷者数	令和6年 死傷者数			死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数			
全産業	(3) 437	(1) 368	69	18.8	(1) 131	(1) 115	16	13.9	(1) 228	185	43	23.2	(1) 78	68	10	14.7	
製造業		89	75	14	18.7	26	21	5	23.8	52	43	9	20.9	11	11	0	0.0
木材・木製品・家具装備品製造業		7	4	3	75.0	1	1	0	0.0	6	3	3	100.0	0	0	0	0.0
鉄鋼・金属製品製造業		11	5	6	120.0	6	2	4	200.0	4	2	2	100.0	1	1	0	0.0
機械器具製造業		10	10	0	0.0	1	5	-4	-80.0	5	2	3	150.0	4	3	1	33.3
食料品製造業		37	31	6	19.4	8	2	6	300.0	26	26	0	0.0	3	3	0	0.0
上記以外の製造業		24	25	-1	-4.0	10	11	-1	-9.1	11	10	1	10.0	3	4	-1	-25.0
建設業	(1) 48	70	-22	-31.4	16	33	-17	-51.5	(1) 21	26	-5	-19.2	11	11	0	0.0	
土木工事業	(1) 21	27	-6	-22.2	6	10	-4	-40.0	(1) 13	10	3	30.0	2	7	-5	-71.4	
建築工事業		15	30	-15	-50.0	3	17	-14	-82.4	7	11	-4	-36.4	5	2	3	150.0
木造家屋建築工事業		2	11	-9	-81.8	1	7	-6	-85.7	0	3	-3	-100.0	1	1	0	0.0
その他の建築工事業		13	19	-6	-31.6	2	10	-8	-80.0	7	8	-1	-12.5	4	1	3	300.0
その他の建設業		12	13	-1	-7.7	7	6	1	16.7	1	5	-4	-80.0	4	2	2	100.0
運輸交通業		56	(1) 36	20	55.6	23	(1) 11	12	109.1	29	19	10	52.6	4	6	-2	-33.3
道路貨物運送業		48	(1) 35	13	37.1	19	(1) 11	8	72.7	27	18	9	50.0	2	6	-4	-66.7
その他の運輸交通業		8	1	7	700.0	4	0	4	*	2	1	1	100.0	2	0	2	*
林業		7	9	-2	-22.2	4	2	2	100.0	3	5	-2	-40.0	0	2	-2	-100.0
その他の事業	(2) 237	178	59	33.1	(1) 62	48	14	29.2	123	92	31	33.7	(1) 52	38	14	36.8	
卸・小売業	(1) 67	48	19	39.6	21	18	3	16.7	36	23	13	56.5	(1) 10	7	3	42.9	
飲食店		15	11	4	36.4	2	3	-1	-33.3	11	7	4	57.1	2	1	1	100.0
清掃業・ビルメンテナンス業		19	18	1	5.6	8	4	4	100.0	5	7	-2	-28.6	6	7	-1	-14.3
旅館・ホテル業		12	9	3	33.3	0	1	-1	-100.0	8	5	3	60.0	4	3	1	33.3
保健衛生業		68	44	24	54.5	16	12	4	33.3	38	21	17	81.0	14	11	3	27.3
通信業・金融業等		4	7	-3	-42.9	1	3	-2	-66.7	0	4	-4	-100.0	3	0	3	*
上記以外のその他の事業	(1) 52	41	11	26.8	(1) 14	7	7	100.0	25	25	0	0.0	13	9	4	44.4	

(注) () 内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上の労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

安全衛生のメッセージ	それ危険 注意し合える安全職場 みんなで築くゼロ災55 (令和7年度ゼロ災55無災害運動スローガン)
------------	--

令和7年死亡災害発生状況(速報)

令和7年10月31日現在

鳥取労働局

番号	業種	発生月 発生時間帯	事故の型 起因物	災害の概要
1	建設業	3月 15時～16時	火災 引火性の物	重油輸送用配管を切断し、切断面にステンレス製のふたをアーク溶接で溶接していたところ出火し、やけどを負ったもの。
2	警備業	5月 19時～20時	激突され 乗用車	夜間工事のため、道路を通行止めにしようと、道路路肩付近で規制看板を設置していたところ、走行中の普通乗用車にはねられたもの。
3	商業	7月 5時～6時	激突され トラック	被災者は、新聞配達のため民家の敷地入り口にあるスロープにトラック(積載荷重850kg)を停車し、降車して新聞を配達していたところ、当該トラックがスロープにそって動き出し、被災者はトラック後部と民家の壁の間に挟まれて被災し、約2時間後に死亡した。
4	接客娯楽業	10月 5時～6時	墜落・転落 階段・棧橋	被災者は、事務所2階の更衣室で作業着に着替えをし、階段で1階へ降りる際に転落し、頭部を負傷し死亡した。
5				
6				
7				

令和7年労働災害発生状況(速報)

令和7年11月末現在 鳥取労働局

署別 業種別	合計				鳥取署				米子署				倉吉署			
	令和7年 死傷者数	令和6年 死傷者数	増減数	増減率 (%)												
	死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数		
全産業	(4) 517	(1) 537	-20	-3.7	(1) 168	(1) 184	-16	-8.7	(1) 260	260	0	0.0	(2) 89	93	-4	-4.3
うち新型コロナを除く	(4) 475	(1) 416	59	14.2	(1) 141	(1) 131	10	7.6	(1) 248	209	39	18.7	(2) 86	76	10	13.2
製造業	97	83	14	16.9	27	23	4	17.4	57	48	9	18.8	13	12	1	8.3
木材・木製品・家具装備品製造業	8	4	4	100.0	1	1	0	0.0	6	3	3	100.0	1	0	1	*
鉄鋼・金属製品製造業	11	5	6	120.0	6	2	4	200.0	4	2	2	100.0	1	1	0	0.0
機械器具製造業	11	11	0	0.0	1	5	-4	-80.0	6	3	3	100.0	4	3	1	33.3
食料品製造業	40	34	6	17.6	8	2	6	300.0	29	28	1	3.6	3	4	-1	-25.0
上記以外の製造業	27	29	-2	-6.9	11	13	-2	-15.4	12	12	0	0.0	4	4	0	0.0
建設業	(1) 50	76	-26	-34.2	16	38	-22	-57.9	(1) 23	26	-3	-11.5	11	12	-1	-8.3
土木工事業	(1) 21	27	-6	-22.2	6	10	-4	-40.0	(1) 13	10	3	30.0	2	7	-5	-71.4
建築工事業	15	36	-21	-58.3	3	22	-19	-86.4	7	11	-4	-36.4	5	3	2	66.7
木造家屋建築工事業	2	13	-11	-84.6	1	9	-8	-88.9	0	3	-3	-100.0	1	1	0	0.0
その他の建築工事業	13	23	-10	-43.5	2	13	-11	-84.6	7	8	-1	-12.5	4	2	2	100.0
その他の建設業	14	13	1	7.7	7	6	1	16.7	3	5	-2	-40.0	4	2	2	100.0
運輸交通業	58	(1) 41	17	41.5	24	(1) 11	13	118.2	30	23	7	30.4	4	7	-3	-42.9
道路貨物運送業	51	(1) 39	12	30.8	20	(1) 11	9	81.8	29	22	7	31.8	2	6	-4	-66.7
その他の運輸交通業	7	2	5	250.0	4	0	4	*	1	1	0	0.0	2	1	1	100.0
林業	8	12	-4	-33.3	4	5	-1	-20.0	4	5	-1	-20.0	0	2	-2	-100.0
その他の事業	(3) 304	325	-21	-6.5	(1) 97	107	-10	-9.3	146	158	-12	-7.6	(2) 61	60	1	1.7
卸・小売業	(1) 71	57	14	24.6	22	19	3	15.8	38	28	10	35.7	(1) 11	10	1	10.0
飲食店	17	11	6	54.5	3	3	0	0.0	12	7	5	71.4	2	1	1	100.0
清掃業・ビルメンテナンス業	19	20	-1	-5.0	8	4	4	100.0	5	9	-4	-44.4	6	7	-1	-14.3
旅館・ホテル業	(1) 14	9	5	55.6	1	1	0	0.0	8	5	3	60.0	(1) 5	3	2	66.7
保健衛生業	121	171	-50	-29.2	46	67	-21	-31.3	54	74	-20	-27.0	21	30	-9	-30.0
通信業・金融業等	5	7	-2	-28.6	2	3	-1	-33.3	0	4	-4	-100.0	3	0	3	*
上記以外のその他の事業	(1) 57	50	7	14.0	(1) 15	10	5	50.0	29	31	-2	-6.5	13	9	4	44.4

(注) () 内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上の労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

安全衛生のメッセージ	それ危険 注意し合える安全職場 みんなで築くゼロ災55 (令和7年度ゼロ災55無災害運動スローガン)
------------	--

令和7年労働災害発生状況(速報(コロナ除く。))

令和7年11月末現在 鳥取労働局

署別 業種別	合計				鳥取署				米子署				倉吉署			
	令和7年 死傷者数	令和6年 死傷者数	増減数	増減率(%)												
全産業	(4) 475	(1) 416	59	14.2	(1) 141	(1) 131	10	7.6	(1) 248	209	39	18.7	(2) 86	76	10	13.2
製造業	97	83	14	16.9	27	23	4	17.4	57	48	9	18.8	13	12	1	8.3
木材・木製品・家具装備品製造業	8	4	4	100.0	1	1	0	0.0	6	3	3	100.0	1	0	1	*
鉄鋼・金属製品製造業	11	5	6	120.0	6	2	4	200.0	4	2	2	100.0	1	1	0	0.0
機械器具製造業	11	11	0	0.0	1	5	-4	-80.0	6	3	3	100.0	4	3	1	33.3
食料品製造業	40	34	6	17.6	8	2	6	300.0	29	28	1	3.6	3	4	-1	-25.0
上記以外の製造業	27	29	-2	-6.9	11	13	-2	-15.4	12	12	0	0.0	4	4	0	0.0
建設業	(1) 50	76	-26	-34.2	16	38	-22	-57.9	(1) 23	26	-3	-11.5	11	12	-1	-8.3
土木工事業	(1) 21	27	-6	-22.2	6	10	-4	-40.0	(1) 13	10	3	30.0	2	7	-5	-71.4
建築工事業	15	36	-21	-58.3	3	22	-19	-86.4	7	11	-4	-36.4	5	3	2	66.7
木造家屋建築工事業	2	13	-11	-84.6	1	9	-8	-88.9	0	3	-3	-100.0	1	1	0	0.0
その他の建築工事業	13	23	-10	-43.5	2	13	-11	-84.6	7	8	-1	-12.5	4	2	2	100.0
その他の建設業	14	13	1	7.7	7	6	1	16.7	3	5	-2	-40.0	4	2	2	100.0
運輸交通業	58	(1) 41	17	41.5	24	(1) 11	13	118.2	30	23	7	30.4	4	7	-3	-42.9
道路貨物運送業	51	(1) 39	12	30.8	20	(1) 11	9	81.8	29	22	7	31.8	2	6	-4	-66.7
その他の運輸交通業	7	2	5	250.0	4	0	4	*	1	1	0	0.0	2	1	1	100.0
林業	8	12	-4	-33.3	4	5	-1	-20.0	4	5	-1	-20.0	0	2	-2	-100.0
その他の事業	(3) 262	204	58	28.4	(1) 70	54	16	29.6	134	107	27	25.2	(2) 58	43	15	34.9
卸・小売業	(1) 71	57	14	24.6	22	19	3	15.8	38	28	10	35.7	(1) 11	10	1	10.0
飲食店	17	11	6	54.5	3	3	0	0.0	12	7	5	71.4	2	1	1	100.0
清掃業・ビルメンテナンス業	19	20	-1	-5.0	8	4	4	100.0	5	9	-4	-44.4	6	7	-1	-14.3
旅館・ホテル業	(1) 14	9	5	55.6	1	1	0	0.0	8	5	3	60.0	(1) 5	3	2	66.7
保健衛生業	79	50	29	58.0	19	14	5	35.7	42	23	19	82.6	18	13	5	38.5
通信業・金融業等	5	7	-2	-28.6	2	3	-1	-33.3	0	4	-4	-100.0	3	0	3	*
上記以外のその他の事業	(1) 57	50	7	14.0	(1) 15	10	5	50.0	29	31	-2	-6.5	13	9	4	44.4

(注) () 内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上の労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

安全衛生のメッセージ	それ危険 注意し合える安全職場 みんなで築くゼロ災55 (令和7年度ゼロ災55無災害運動スローガン)
------------	--

令和7年死亡災害発生状況(速報)

令和7年11月30日現在

鳥取労働局

番号	業種	発生月 発生時間帯	事故の型 起因物	災害の概要	
1	建設業	3月 15時～16時	火災 引火性の物	重油輸送用配管を切断し、切断面にステンレス製のふたをアーク溶接で溶接していたところ出火し、やけどを負ったもの。	
2	警備業	5月 19時～20時	激突され 乗用車	夜間工事のため、道路を通行止めにしようと、道路路肩付近で規制看板を設置していたところ、走行中の普通乗用車にはねられたもの。	
3	商業	7月 5時～6時	激突され トラック	被災者は、新聞配達のため民家の敷地入り口にあるスロープにトラック(積載荷重850kg)を停車し、降車して新聞を配達していたところ、当該トラックがスロープにそって動き出し、被災者はトラック後部と民家の壁の間に挟まれて被災し、約2時間後に死亡した。	
4	接客娯楽業	10月 5時～6時	墜落・転落 階段・棧橋	被災者は、事務所2階の更衣室で作業着に着替えをし、階段で1階へ降りる際に転落し、頭部を負傷し死亡した。	
5	建設業	11月 11時～12時	墜落・転落 仮設物、建築物、構造物等	3階屋上で防水工事作業中約9.5メートルの高さから墜落したもの。	

令和6年死亡災害発生状況(確定)

鳥取労働局

番号	業種	発生月 発生時間帯	事故の型 起因物	災害の概要
1	運輸交通業	5月 15~16	交通事故(道路) トラック	被災者は、大型トラックを運転して高速道路を走行中、トラックが道路脇のガードレールを突き破り、そのまま立木に衝突して横転した。
2	建設業	10月 2~3	転倒 通路	駐車場で体調不良により横になって休んでいた被災者が、立ち上がった際バランスを崩して転倒、アスファルト地面に後頭部を打ち付けたもの。
3	運輸交通業	12月 17~18	はされ・巻き込まれ 車両系建設機械	除雪用として使用していた車両系建設機械を事業場敷地内で移動中、運転席から身を乗り出していたところ、動いたアームにはさまれた。
4				
5				
6				
7				

令和6年労働災害発生状況（確定値）

令和6年1月～12月発生状況（令和7年3月末現在）鳥取労働局

署別 業種別	合計				鳥取署				米子署				倉吉署			
	令和6年 死傷者数	令和5年 死傷者数	増減数	増減率 (%)	令和6年 死傷者数	令和5年 死傷者数	増減数	増減率 (%)	令和6年 死傷者数	令和5年 死傷者数	増減数	増減率 (%)	令和6年 死傷者数	令和5年 死傷者数	増減数	増減率 (%)
全産業	(3) 639	(4) 895	-256	-28.6	(2) 223	(3) 271	-48	-17.7	(1) 302	(1) 357	-55	-15.4	114	267	-153	-57.3
うち新型コロナを除く	(3) 514	(4) 554	-40	-7.2	(2) 167	(3) 179	-12	-6.7	(1) 250	(1) 277	-27	-9.7	97	98	-1	-1.0
製造業	101	(1) 137	-36	-26.3	35	(1) 40	-5	-12.5	54	60	-6	-10.0	12	37	-25	-67.6
木材・木製品・家具装備品製造業	5	11	-6	-54.5	2	4	-2	-50.0	3	6	-3	-50.0	0	1	-1	-100.0
鉄鋼・金属製品製造業	5	6	-1	-16.7	2	4	-2	-50.0	2	1	1	100.0	1	1	0	0.0
機械器具製造業	17	37	-20	-54.1	9	11	-2	-18.2	5	3	2	66.7	3	23	-20	-87.0
食料品製造業	42	53	-11	-20.8	7	11	-4	-36.4	31	38	-7	-18.4	4	4	0	0.0
上記以外の製造業	32	(1) 30	2	6.7	15	(1) 10	5	50.0	13	12	1	8.3	4	8	-4	-50.0
建設業	(1) 86	(1) 89	-3	-3.4	43	(1) 29	14	48.3	(1) 30	41	-11	-26.8	13	19	-6	-31.6
土木工事業	(1) 30	29	1	3.4	10	10	0	0.0	(1) 13	12	1	8.3	7	7	0	0.0
建築工事業	40	(1) 45	-5	-11.1	25	(1) 14	11	78.6	12	22	-10	-45.5	3	9	-6	-66.7
木造家屋建築工事業	16	(1) 23	-7	-30.4	11	(1) 8	3	37.5	4	8	-4	-50.0	1	7	-6	-85.7
その他の建築工事業	24	22	2	9.1	14	6	8	133.3	8	14	-6	-42.9	2	2	0	0.0
その他の建設業	16	15	1	6.7	8	5	3	60.0	5	7	-2	-28.6	3	3	0	0.0
運輸交通業	(2) 51	49	2	4.1	(2) 14	18	-4	-22.2	28	26	2	7.7	9	5	4	80.0
道路貨物運送業	(2) 48	41	7	17.1	(2) 13	14	-1	-7.1	27	24	3	12.5	8	3	5	166.7
その他の運輸交通業	3	8	-5	-62.5	1	4	-3	-75.0	1	2	-1	-50.0	1	2	-1	-50.0
林業	13	13	0	0.0	6	7	-1	-14.3	5	5	0	0.0	2	1	1	100.0
その他の事業	388	(2) 607	-219	-36.1	125	(1) 177	-52	-29.4	185	(1) 225	-40	-17.8	78	205	-127	-62.0
卸・小売業	72	71	1	1.4	24	23	1	4.3	34	38	-4	-10.5	14	10	4	40.0
飲食店	16	12	4	33.3	4	3	1	33.3	10	6	4	66.7	2	3	-1	-33.3
清掃業・ビルメンテナンス業	21	(1) 23	-2	-8.7	4	(1) 4	0	0.0	10	16	-6	-37.5	7	3	4	133.3
旅館・ホテル業	12	28	-16	-57.1	2	5	-3	-60.0	6	12	-6	-50.0	4	11	-7	-63.6
保健衛生業	196	399	-203	-50.9	74	122	-48	-39.3	84	107	-23	-21.5	38	170	-132	-77.6
通信業・金融業等	8	4	4	100.0	3	0	3	*	5	4	1	25.0	0	0	0	0.0
上記以外のその他の事業	63	(1) 70	-7	-10.0	14	20	-6	-30.0	36	(1) 42	-6	-14.3	13	8	5	62.5

(注) () 内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上の労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

安全衛生のメッセージ

安全は 働くみんなでつくるもの 働くみんなを守るもの（中央労働災害防止協会 令和7年標語）

令和6年労働災害発生状況(確定値(コロナ除く。))

令和6年1月~12月発生状況(令和7年3月末現在) 鳥取労働局

署別 業種別	合計				鳥取署				米子署				倉吉署			
	令和6年 死傷者数	令和5年 死傷者数	増減数	増減率 (%)												
全産業	(3) 514	(4) 554	-40	-7.2	(2) 167	(3) 179	-12	-6.7	(1) 250	(1) 277	-27	-9.7	97	98	-1	-1.0
製造業	101	(1) 121	-20	-16.5	35	(1) 40	-5	-12.5	54	58	-4	-6.9	12	23	-11	-47.8
木材・木製品・家具装備品製造業	5	11	-6	-54.5	2	4	-2	-50.0	3	6	-3	-50.0	0	1	-1	-100.0
鉄鋼・金属製品製造業	5	6	-1	-16.7	2	4	-2	-50.0	2	1	1	100.0	1	1	0	0.0
機械器具製造業	17	22	-5	-22.7	9	11	-2	-18.2	5	2	3	150.0	3	9	-6	-66.7
食料品製造業	42	52	-10	-19.2	7	11	-4	-36.4	31	37	-6	-16.2	4	4	0	0.0
上記以外の製造業	32	(1) 30	2	6.7	15	(1) 10	5	50.0	13	12	1	8.3	4	8	-4	-50.0
建設業	(1) 86	(1) 88	-2	-2.3	43	(1) 28	15	53.6	(1) 30	41	-11	-26.8	13	19	-6	-31.6
土木工事業	(1) 30	29	1	3.4	10	10	0	0.0	(1) 13	12	1	8.3	7	7	0	0.0
建築工事業	40	(1) 45	-5	-11.1	25	(1) 14	11	78.6	12	22	-10	-45.5	3	9	-6	-66.7
木造家屋建築工事業	16	(1) 23	-7	-30.4	11	(1) 8	3	37.5	4	8	-4	-50.0	1	7	-6	-85.7
その他の建築工事業	24	22	2	9.1	14	6	8	133.3	8	14	-6	-42.9	2	2	0	0.0
その他の建設業	16	14	2	14.3	8	4	4	100.0	5	7	-2	-28.6	3	3	0	0.0
運輸交通業	(2) 51	49	2	4.1	(2) 14	18	-4	-22.2	28	26	2	7.7	9	5	4	80.0
道路貨物運送業	(2) 48	41	7	17.1	(2) 13	14	-1	-7.1	27	24	3	12.5	8	3	5	166.7
その他の運輸交通業	3	8	-5	-62.5	1	4	-3	-75.0	1	2	-1	-50.0	1	2	-1	-50.0
林業	13	13	0	0.0	6	7	-1	-14.3	5	5	0	0.0	2	1	1	100.0
その他の事業	263	(2) 283	-20	-7.1	69	(1) 86	-17	-19.8	133	(1) 147	-14	-9.5	61	50	11	22.0
卸・小売業	72	71	1	1.4	24	23	1	4.3	34	38	-4	-10.5	14	10	4	40.0
飲食店	16	12	4	33.3	4	3	1	33.3	10	6	4	66.7	2	3	-1	-33.3
清掃業・ビルメンテナンス業	21	(1) 23	-2	-8.7	4	(1) 4	0	0.0	10	16	-6	-37.5	7	3	4	133.3
旅館・ホテル業	12	28	-16	-57.1	2	5	-3	-60.0	6	12	-6	-50.0	4	11	-7	-63.6
保健衛生業	71	83	-12	-14.5	18	31	-13	-41.9	32	36	-4	-11.1	21	16	5	31.3
通信業・金融業等	8	4	4	100.0	3	0	3	*	5	4	1	25.0	0	0	0	0.0
上記以外のその他の事業	63	(1) 62	1	1.6	14	20	-6	-30.0	36	(1) 35	1	2.9	13	7	6	85.7

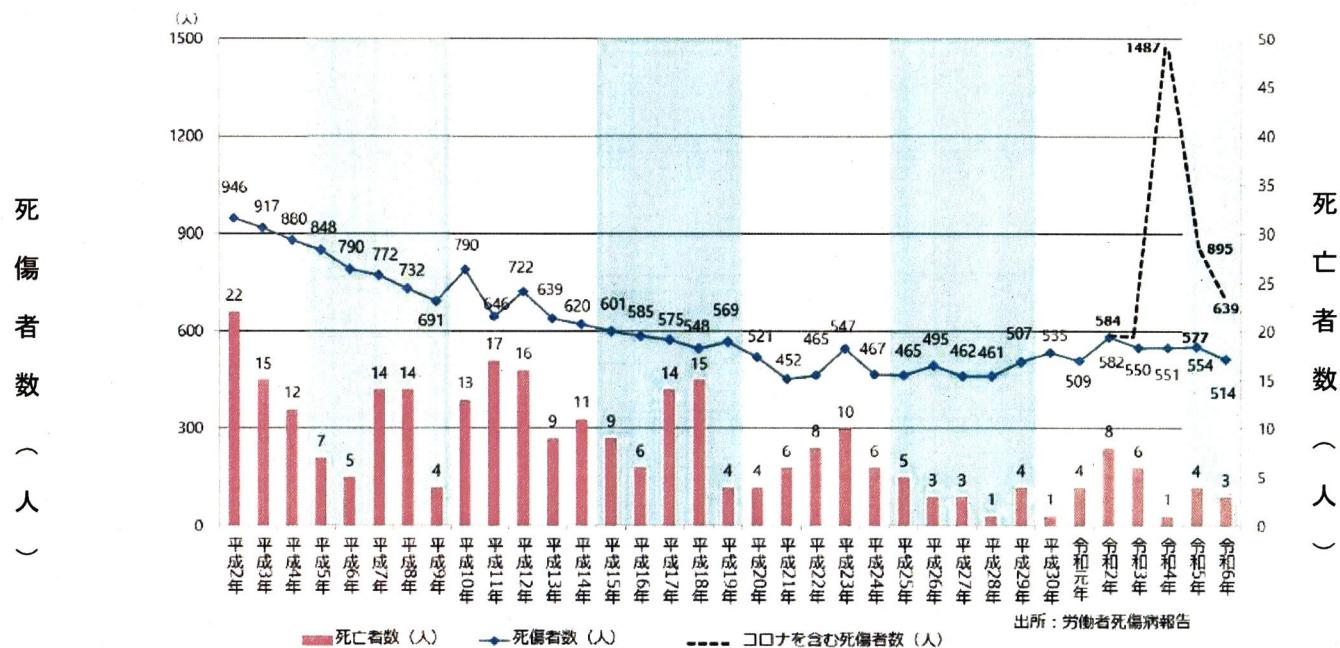
(注) () 内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上の労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

安全衛生のメッセージ

安全は 働くみんなでつくるもの 働くみんなを守るもの (中央労働災害防止協会 令和7年標語)

令和6年の鳥取県内における労働災害発生状況の概要

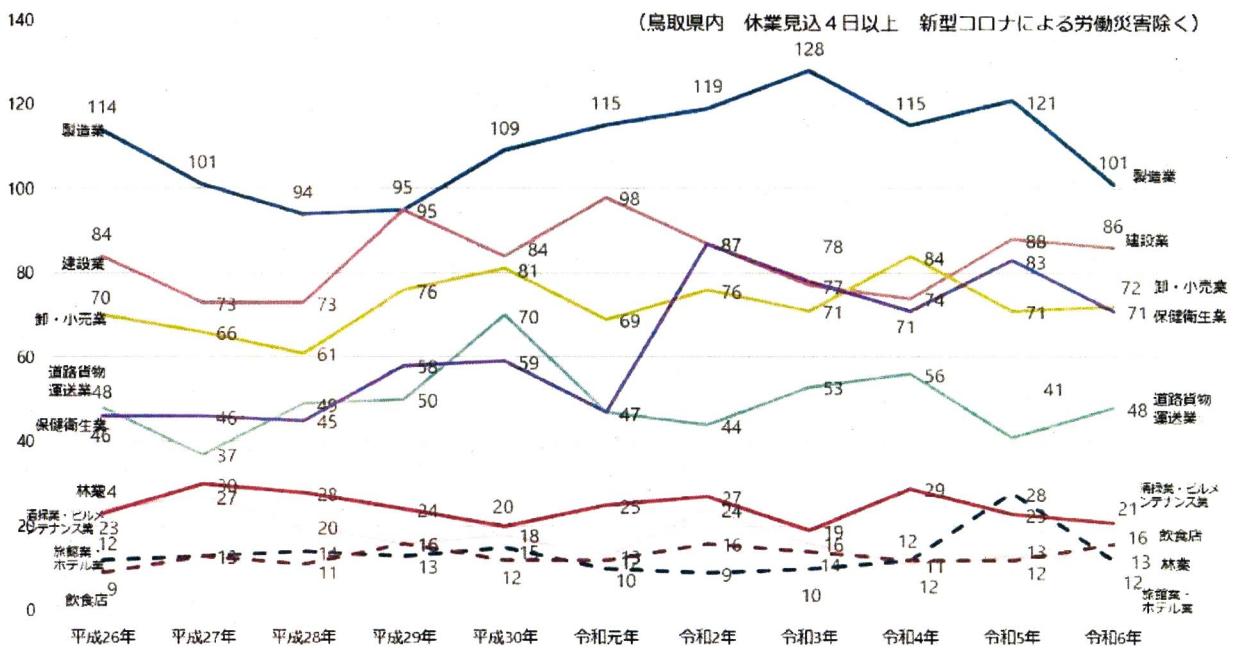
1 死亡者数、死傷者数の推移



令和6年の新型コロナによる労働災害を含む休業4日以上の死傷者数は639人で、新型コロナによる労働災害を除くと514人でした。

長期的にみると、平成2年から死傷者数は減少傾向でしたが、平成21年以降は、横ばい状態です。

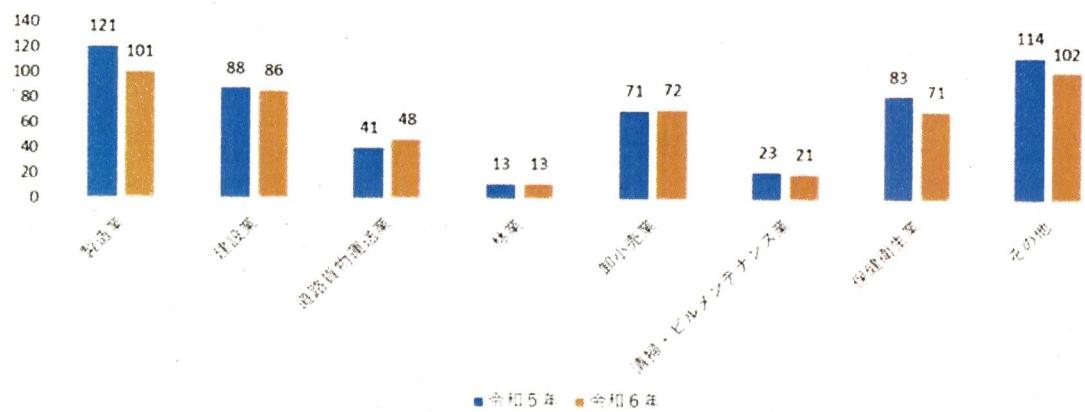
2 直近10年間における主要な産業別の死傷者数の推移



ここ10年間で保健衛生業(病院・社会福祉施設など)は令和2年に件数が大幅に増え、以後高止まりが続いている。他の業種は、増減幅が大きいものもありますが、全体としてほぼ横ばいかやや増加の状況です。

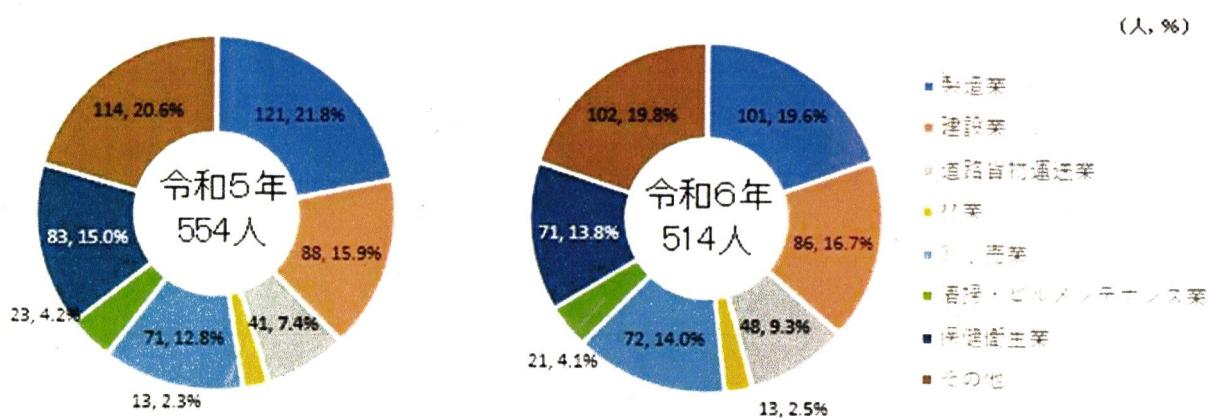
次からは令和5年・6年の労働災害発生状況(新型コロナによる労働災害を除く)です。

3 業種別死傷者数



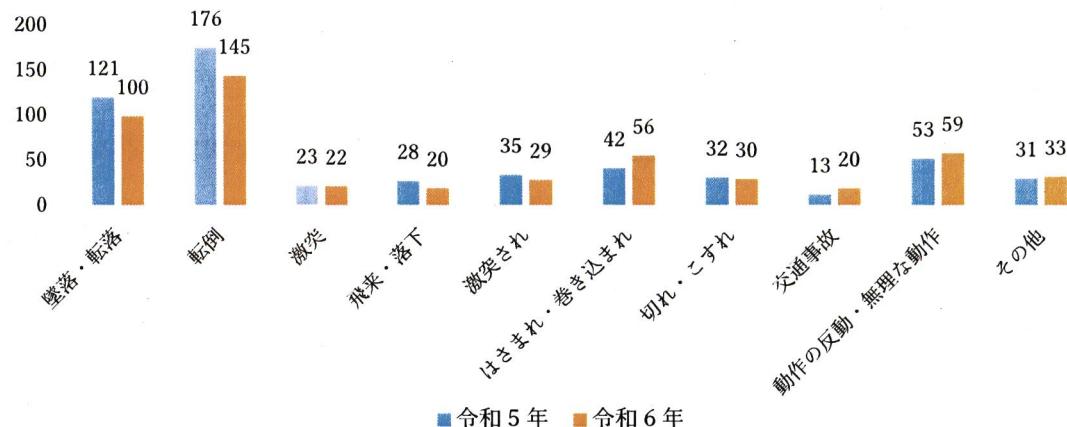
令和6年は514人が被災し、製造業が最も多く101人、続いて建設業86人、卸小売業72人、保健衛生業71人となっています。

4 業種別死傷者数の割合



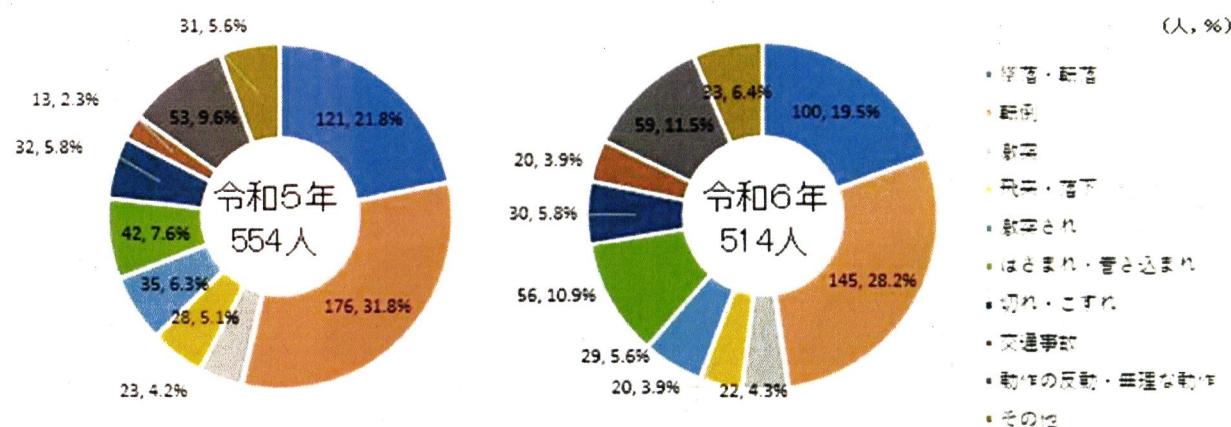
令和6年では製造業19.6%、続いて建設業16.7%、卸小売業14.0%、保健衛生業13.8%、道路貨物運送業9.3%の割合となっています。

5 事故の型別死傷者数



令和6年の全産業の事故の型別では転倒が最も多く145人、続いて墜落・転落100人、動作の反動・無理な動作59人、はさまれ・巻き込まれ56人となっています。

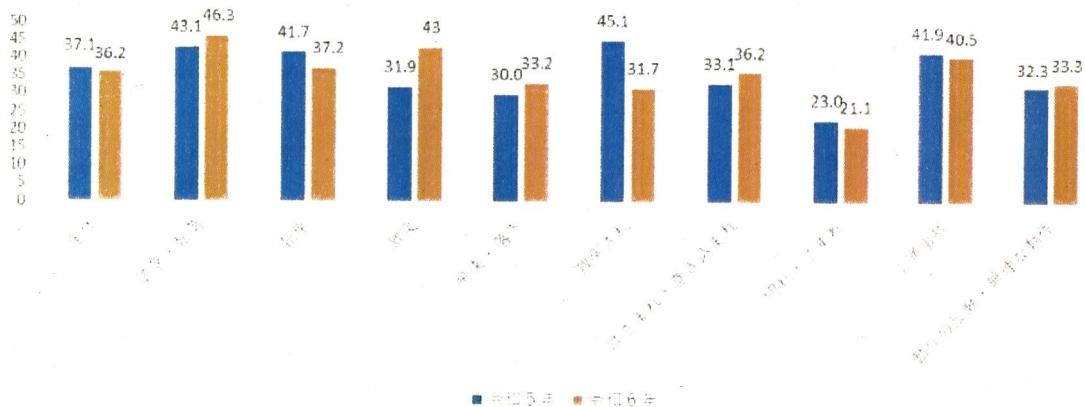
6 事故の型別死傷者数の割合



令和6年の全産業の事故の型別では転倒が最も多く28.2%、続いて墜落・転落19.5%、動作の反動・無理な動作11.5%、はさまれ・巻き込まれ10.9%となっています。

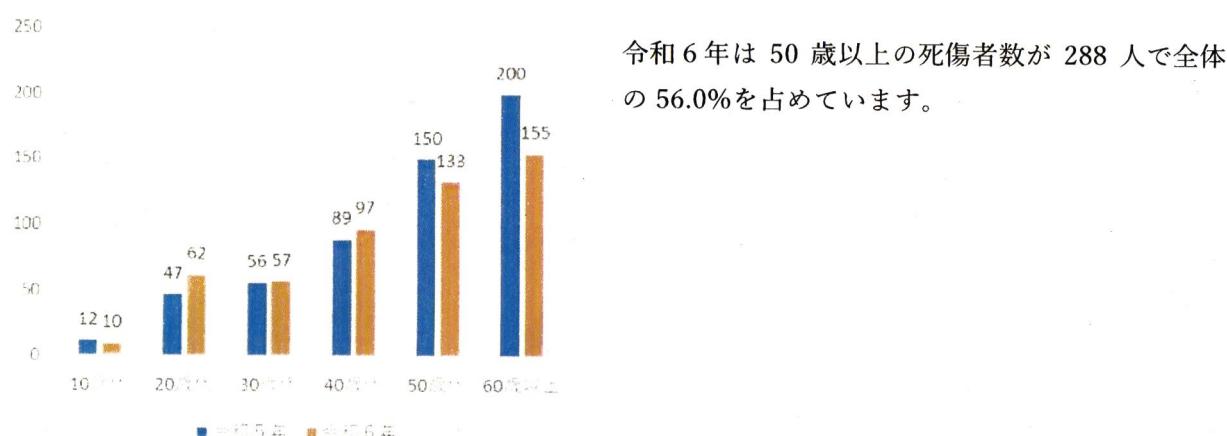
災害に占める割合の順位は令和5年と同じでした。

7 主な事故の型別平均休業見込み日数

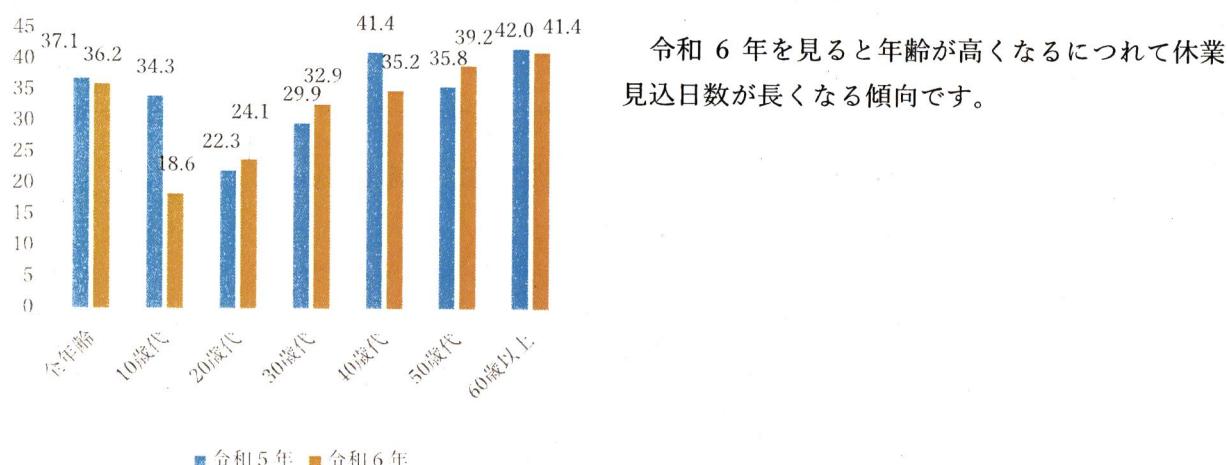


令和6年では墜落・転落が平均休業見込み日数が最も長く46.3日でした。事故の型で最も多い転倒は平均休業見込み日数が37.2日でした。

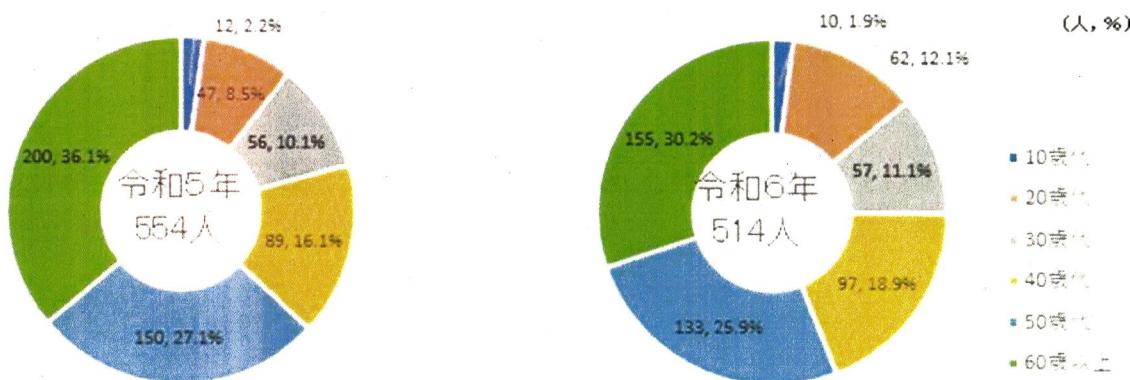
8 年代別死傷者数



9 年代別平均休業見込日数



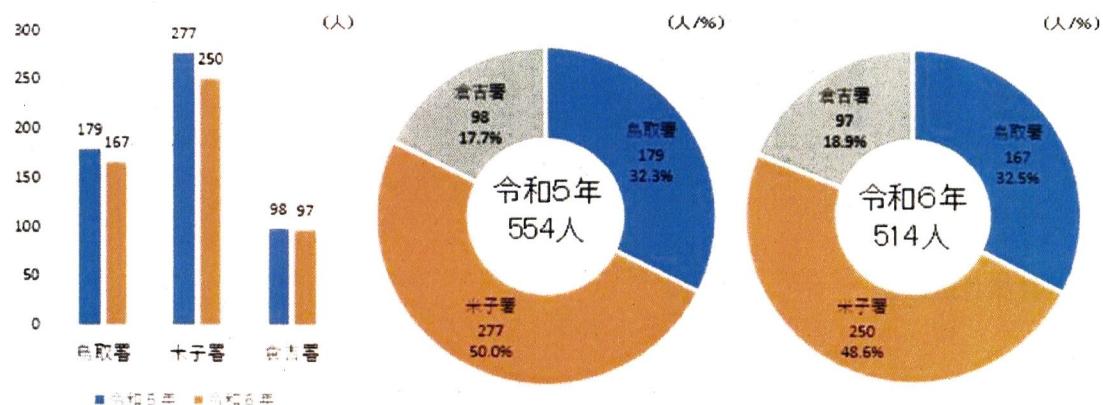
10 年代別死傷者数の割合



令和 6 年は 60 歳以上が 30.2%、50 歳代が 25.9%、40 歳代が 18.9% を占めています。

令和 5 年では 50 歳以上の割合が 63.2% でした。

11 監督署別死傷者数及び割合

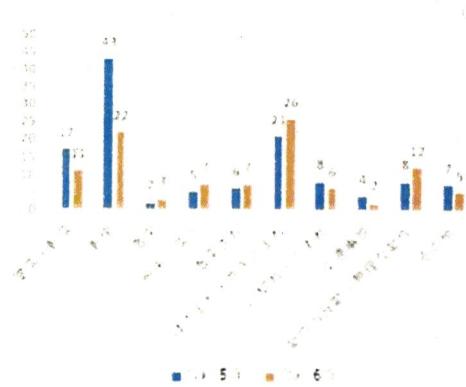


令和 5 年が 50.0%、令和 6 年は 48.6% が米子署管内の事業場で発生しています。

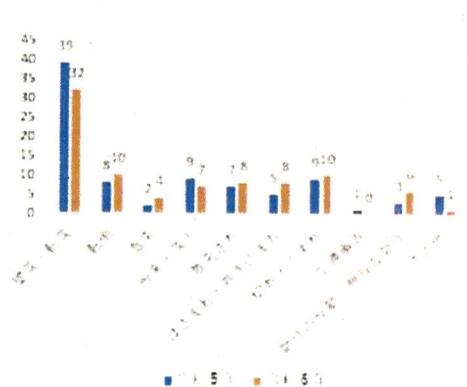
鳥取県内の約半数の災害が米子署管内での発生です。

12 重点業種別事故の型別発生状況

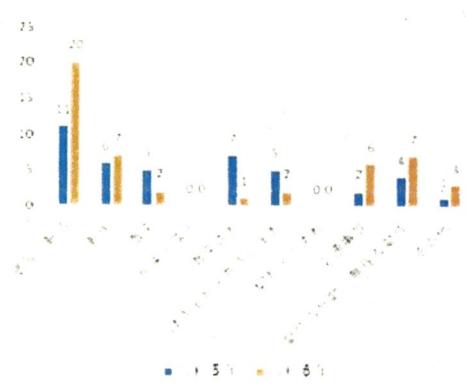
①製造業



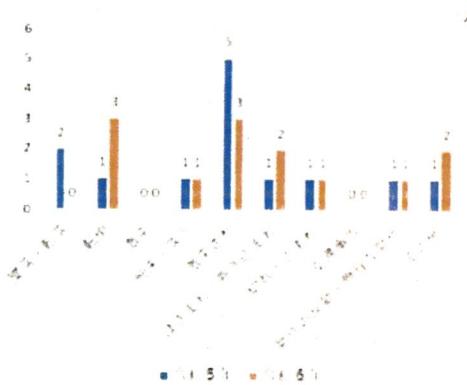
②建設業



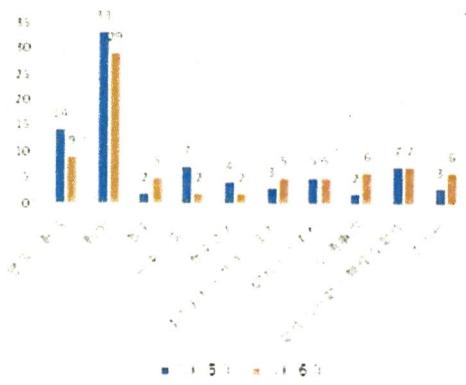
③道路貨物運送業



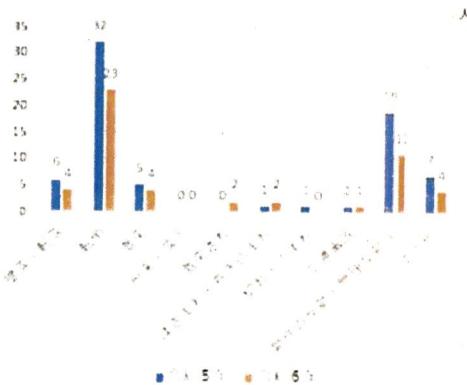
④林業



⑤卸・小売業



⑥社会福祉施設



令和 6 年は製造業では「はさまれ・巻き込まれ」、建設業では「墜落・転落」、陸上貨物運送業も「墜落・転落」、林業では「激突され」及び「転倒」が最も多い事故の型でした。

それ以外の業種(主に第 3 次産業)では「転倒」が最も多い事故の型です。

陸上貨物運送業の「墜落・転落」はトラックの荷台からのものが多く発生しています。

そして、製造業、建設業、陸上貨物運送業においても、次に多い事故の型は「転倒」でした。

13 外国人労働者の被災状況

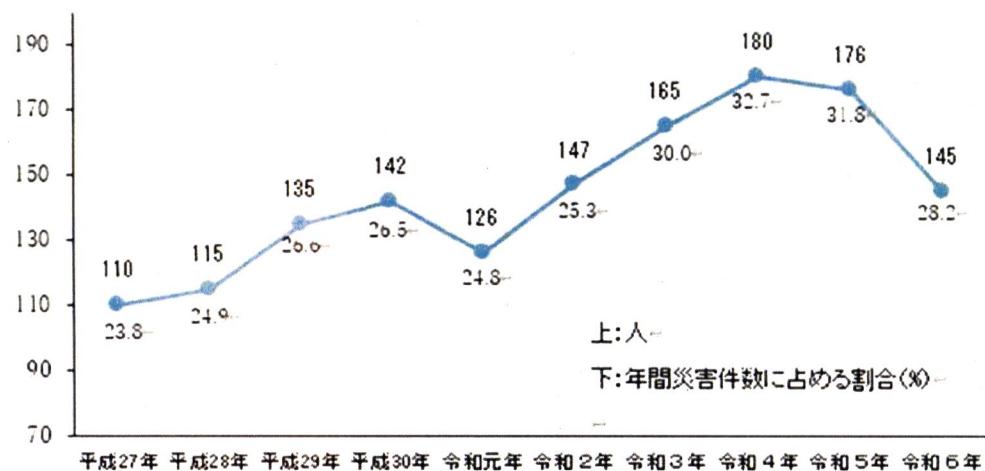
①外国人の国籍別死傷者数

国籍	令和6年	令和5年
インドネシア	3人	3人
カンボジア		1人
フィリピン	1人	
中国		2人
ブラジル		1人
ベトナム	1人	5人
ミャンマー	1人	1人
モンゴル	1人	
合計	7人	13人

②外国人の業種別死傷者数

業種	令和6年	令和5年
製造業	1人	3人
建設業	4人	3人
小売業		3人
社会福祉施設	1人	3人
旅館業		1人
その他	1人	
合計	7人	13人

14 直近10年間における鳥取県内での転倒災害の推移



15 直近 10 年間における鳥取県内での熱中症による休業 4 日以上の死傷者数 () = 死亡者

発生年	令和 6 年	令和 5 年	令和 4 年	令和 3 年	令和 2 年
死傷者数 (人)	11 (0)	4 (0)	6 (0)	2 (0)	3 (0)
発生年	平成 31 年	平成 30 年	平成 29 年	平成 28 年	平成 27 年
死傷者数 (人)	1 (1)	6 (0)	2 (0)	3 (0)	1 (0)

令和 6 年発生の 11 件について、業種別では、卸小売業 3 人、建設業 2 人、清掃・ビルメンテナンス業 2 人、交通運輸業 2 人、社会福祉施設 1 人、教育研究業 1 人で発生しています。発生場所は屋内 5 人、屋外 6 人でした。

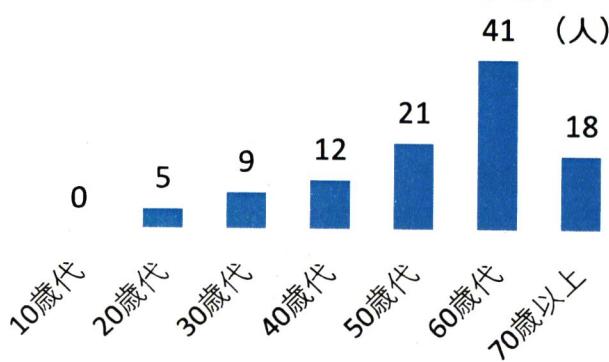
転倒災害が増加！ 転倒災害のない職場づくりをお願いします

7月末現在における転倒災害発生件数と割合
(労働者死傷病報告より)

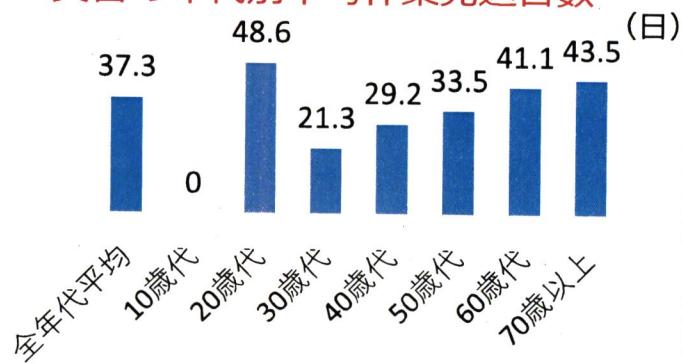


27

令和7年7月末現在における
転倒災害の年代別発生状況



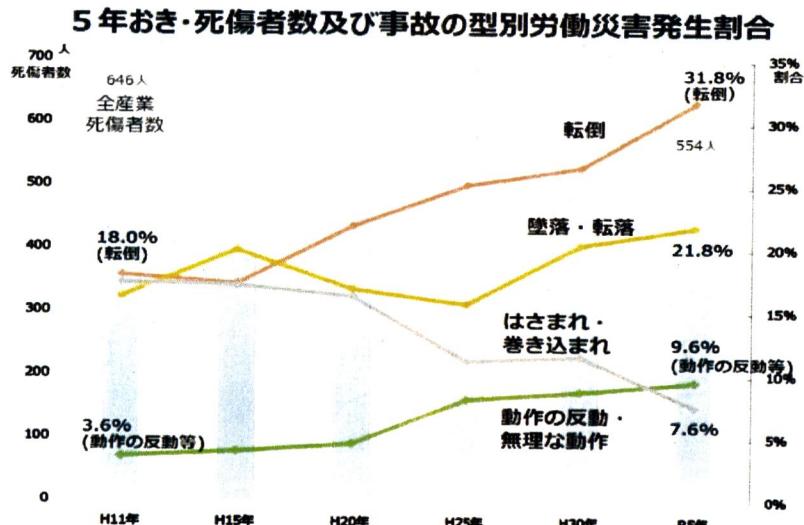
令和7年7月末現在における転倒
災害の年代別平均休業見込日数



鳥取県内で発生した休業4日以上の労働災害のうち、転倒による労働災害（以下「転倒災害」といいます。）は、本年7月末現在において106人発生しており、昨年同期（65人）と比べて大幅に増加しています。

そして、年齢が高くなるほど発生件数が増加しており、60歳以上の高年齢労働者では55.7%を占めます。

また、平均休業見込日数は37.3日であり、手首や骨盤などを骨折して1月以上休業する場合も少なくありません。災害のない働きやすい職場を作るためには転倒災害の防止対策の推進が求められます。裏面に記載の実施内容の取り組みを進め、ハード、ソフト両面から転倒災害の防止に努めましょう。



実施内容

(1) 実施体制等

事業者は、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、安全推進者等の中から転倒災害を防止するための取組を推進する担当者を指名してください。また、労働者に対して転倒災害を防止する取組を推進する旨の基本方針を表明することが望されます。※安全推進者とは



(2) 転倒災害を防止する対策

ア ハード面の対策



イ ソフト面の対策

(ア) ストレッチ体操等の体操・運動の実施

【例】転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」



(イ) 体力測定等による転倒リスクの判定

【例】中央労働災害防止協会

「転びの予防 体力チェック」



(3) 安全衛生教育

厚生労働省HP

「転倒災害の防止」



厚生労働省HP 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）



HP職場のあんぜんサイト

「転倒災害防止対策の推進について」



(4) 健康管理

労働安全衛生法に基づく各種健康診断を実施するとともに、医師の意見を踏まえて診断結果に基づく事後措置を適正に実施すること。

(5) 外部資源の活用

①中災防「中小規模事業場安全衛生サポート事業」



②鳥取産業保健総合支援センター「転倒・腰痛予防指導」



③エイジフレンドリー補助金の活用



④その他
SAFEコンソーシアムへの参加



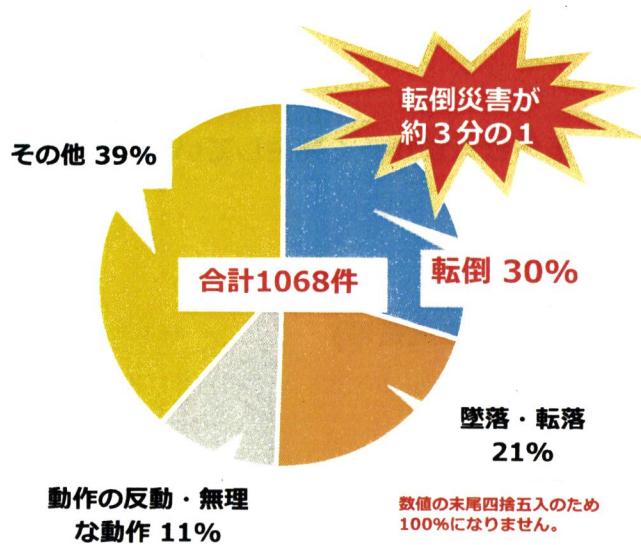
(6) 表彰

ア：事業場内の表彰 イ：鳥取労働局長による安全衛生優良事業場表彰制度

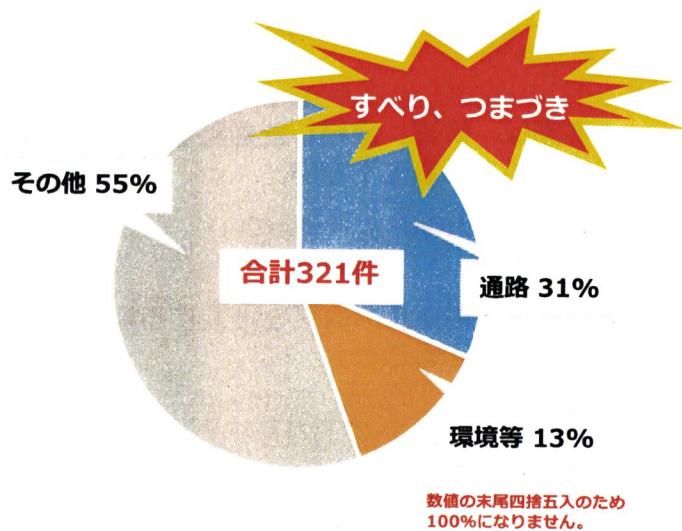
STOP! 冬の転倒災害

- ▶ 鳥取県内における労働災害の約3分の1が転倒災害
- ▶ 転倒災害のうち60歳以上の割合は約5割
- ▶ 転倒災害のうち休業日数30日以上の割合は約6割
- ▶ 冬期（積雪、凍結時）の転倒災害が多い

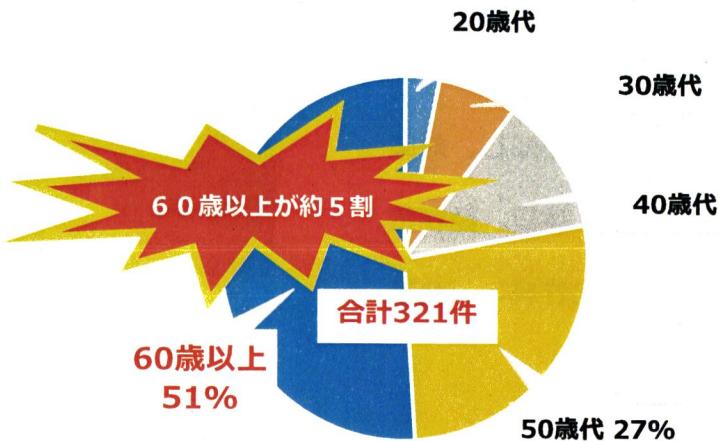
鳥取県内の事故の型別労働災害発生状況
(令和5年、6年)



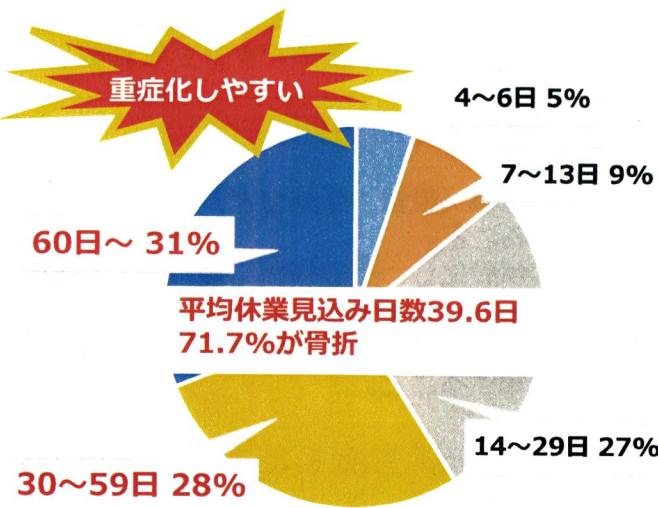
鳥取県内の転倒災害に占める起因物の割合
(令和5年、6年)

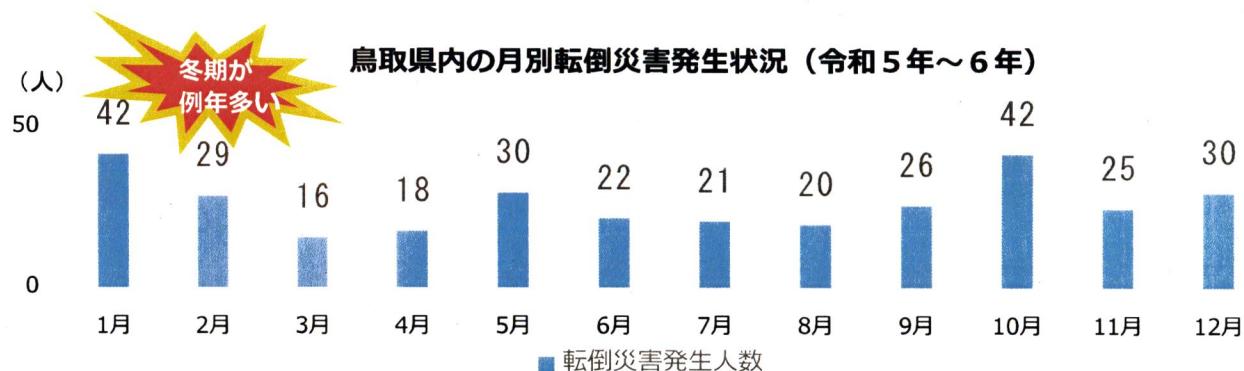


鳥取県内の転倒災害の年代別労働災害発生状況
(令和5年、6年)



鳥取県内の転倒災害における休業見込み日数別労働災害発生状況(令和5年、6年)





冬の転倒災害事例

- 配達のため徒步で移動中、坂道で凍結路面と気づかず滑って転倒、手首を骨折（小売業、70代女性、2か月休業）
- 施設駐車場を歩行中、積雪で段差が見えず、段差につまずき転倒、足首靭帯損傷（保健衛生業、40代女性、1.5か月休業）
- エレベータ前の床が、靴についた雪が解けて濡れており、滑って転倒、腰・腕等を打撲（サービス業、60代女性、2週間休業）

冬期の転倒災害防止のポイント

冬期は、降雪、凍結した通路などで転倒し、負傷する労働災害が多く発生していますので、下記の対策を講じて下さい。

◆ 実施体制の整備

- 転倒災害防止の取組を推進する担当者(安全管理者、安全推進者等)を指名すること。

靴底の凹凸あり 靴底の凹凸が減少



◆ 通路などの対策

- 降雪した通路は、除雪し、凍結した通路などは融雪剤などを散布し、安全通路の確保を行うこと。
- 滑りにくい靴を使用させること。
- あせることなく急がず、ゆっくりと小さい歩幅で、靴の裏全体をつけて歩行すること。
- 服のポケットなどに手を入れたり、両手に物を持ちながら歩行しないこと。
- 会社内敷地、駐車場などで過去滑った場所、ヒヤリハット情報で得た場所などの職場の「危険マップ」を作成し、労働者に周知すること。



◆ 気象状況の把握など

- 気象情報（積雪、凍結など）を把握し、早めに労働者に周知し、対策を講じること。
- 天候が悪化し、交通機関に遅れなどが予想される場合、休日、勤務時間、出張などの変更を検討すること。
- 警報、注意報などが発表された場合の対応マニュアルを作成し、会社内で周知すること。



◆ 高年齢労働者における転倒防止対策

- 身体機能の低下を補填する設備（明るさの確保、滑り止めの設置など）の対策を講じること。
- 柔軟性、筋力を高めるストレッチ、運動などを取り入れ基礎的な体力、生活習慣の改善に取り組むこと。



すべりやすい箇所、段差の箇所などに下記の標識を参考とし、「安全見える化」を行って下さい。



凍結注意



水分・油分注意



雪道すべり注意



段差注意



傾斜注意



ふみはずし注意



ながらスマホ禁止



あせり・急ぎ注意



ポケットに手を入れて歩く禁止

自主点検を行いましょう

転倒災害防止のため、下記のチェックリストで自主点検を行い、改善項目があれば早急に改善して、労働災害防止に努めましょう。

チェック項目

- 1 転倒災害防止のための取組を推進する担当者（安全推進者等）を指名していますか？
- 2 積雪、凍結時に転倒のおそれのある場所を認識していますか？
- 3 除雪用具、融雪剤、転倒防止用マットなどを準備していますか？
- 4 滑りやすい場所などを危険場所として「安全見える化」していますか？
- 5 ヒヤリハット情報を活用して、危険マップを作成し、周知していますか？
- 6 「ながら歩き」や、ポケットに手を入れたまま歩くことなどを禁止していますか？
- 7 滑りにくい靴や手袋の着用を推奨していますか？
- 8 降雪、凍結前に、転倒を防止するための教育等を実施していますか？
- 9 降雪、気温に関する気象情報を把握し、注意喚起を行う体制を確保していますか？
- 10 安全に移動できるように十分な照度を確保していますか？
- 11 ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか？
- 12 時間に余裕をもって歩行、作業を行うよう指示していますか？
- 13 駐車場の除雪・融雪は万全にして、出入口の凍結などにも注意していますか？

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 热中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業者」や
「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業者
への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡回やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

- 2 热中症のおそれがある労働者を把握した場合に
迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先
及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症
による重篤化を防止するために必要な措置の実施
手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係
作業者への周知

対象となるのは

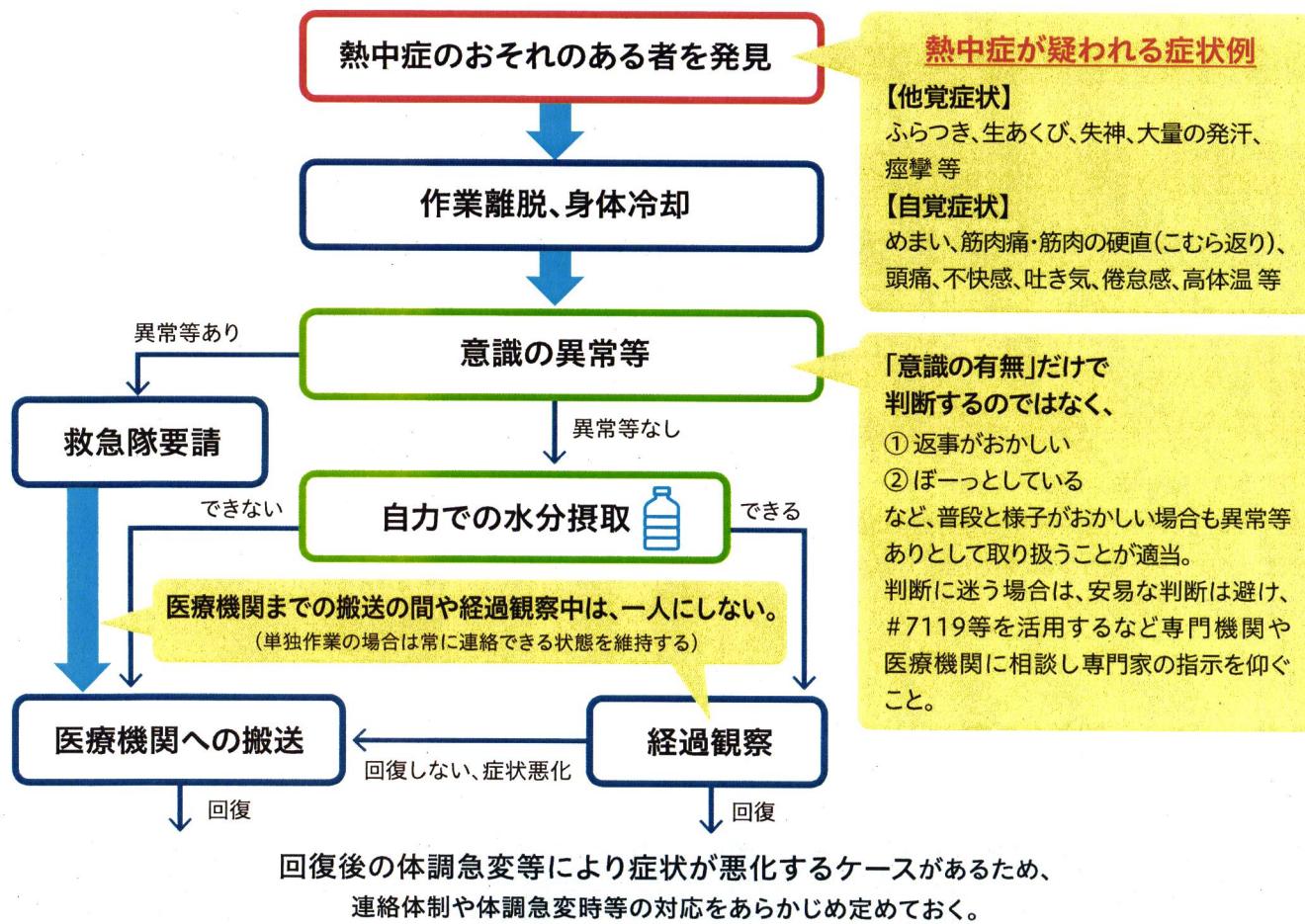
「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について

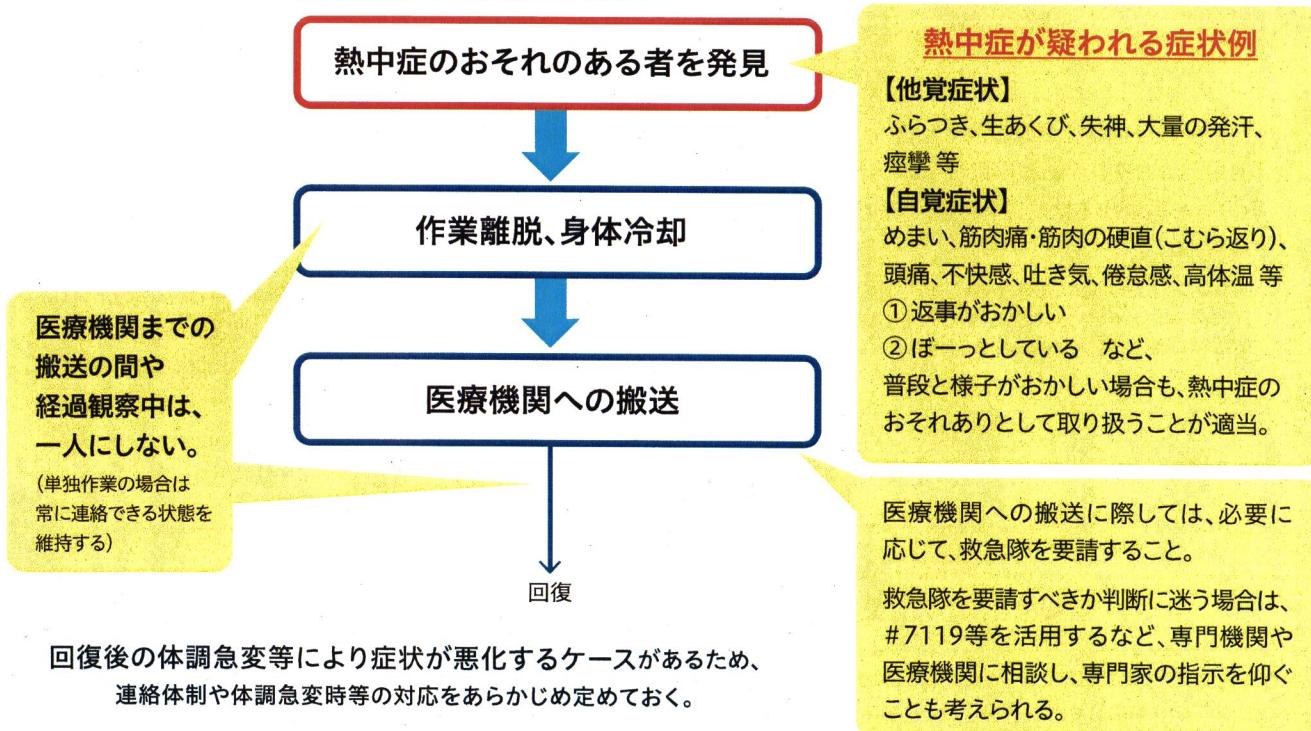
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



申込無料

要予約

定員各25名

令和7年度 産業保健研修会

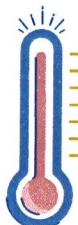
職場の熱中症予防対策

～熱中症を侮るな！職場から発生させないために～

日時

5.16 金

13:00～15:00



場所

鳥取第一地方合同庁舎 2階会議室

(鳥取市富安2丁目89-4)

テーマ

①『熱中症の病態・治療と、早期発見・異変に気付いたときの応急処置』

講師

栄町クリニック管理者／

鳥取産業保健総合支援センター産業医学担当相談員 松浦喜房 氏

②『職場における熱中症対策』 鳥取労働基準監督署 安全衛生課職員

日時

5.20 火

13:30～15:30



場所

米子コンベンションセンター3階 第3会議室

(米子市末広町294)

テーマ

①『職場における熱中症対策』 米子労働基準監督署 安全衛生課職員

講師

②『熱中症になりやすい人、場所、気象条件と体調の異変に気付いた時の応急処置』

鳥取産業保健総合支援センター 所長 黒沢洋一 氏

【主催・お問合せ先】

鳥取産業保健総合支援センター

TEL 0857-25-3431

共催／鳥取・米子労働基準監督

【申込方法】

QRコード、または鳥取産業保健総合支援センターホームページからお申込みください。

申込〆切：開催各3営業日前



令和7年度 全国安全週間説明会

開催のお知らせ

令和7年7月1日から7日は、全国安全週間です。

これに先立ち、労働災害防止のための**特別な説明会**を開催します。

Q.転倒事故って防げるの？A.防げます！

1. 転倒災害防止講座

中央労働災害防止協会から講師を招き、近年多発している転倒災害の防止について説明を行います。

職場の高齢化が進んでるな…と思ったら

2. エイジフレンドリーガイドラインのご説明

増加する高齢労働者の災害防止のため鳥取産業保健総合支援センターより「エイジフレンドリーガイドライン」について説明を行います。

熱中症対策しないと法律違反！？

3. 热中症にかかる法改正への対応について

各種報道でも取り上げられている熱中症にかかる対策の義務化について、どこよりも詳しく説明を行います。

日 時：令和7年6月27日（金）13:30～15:30

場 所：鳥取地方合同庁舎2F

またはWEB配信(TEAMS)(WEB参加用URLはお申込完了時お知らせいたします。)

定 員：会場参加30名、WEB配信100名（先着順）

参加費：無料

お申込方法

下記URL又は右記QRコードにて申込用ページにアクセスし、

インターネット上にて必要事項を入力の上お申し込みください。

(オンライン参加・会場参加で申込用ページが異なるためご注意ください。)

オンライン参加用URL <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NDE2OQ==/>

会場参加用URL <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NDE2OA==/>

※なお、申込多数の場合、参加人数の調整又はご参加をお断りする場合がございます。



オンライン参加用QRコード



会場参加用QRコード

申込期限：令和7年6月20日（金）まで

お問い合わせ先 TEL 0857-24-3212
(鳥取労働基準監督署安全衛生課)

ストレスチェックをこれから導入する事業者の方へ

ストレスチェックの導入には 産保センター^(※)をご利用ください

* 産業保健総合支援センター（産保センター）は、厚生労働省所管の独立行政法人労働者健康安全機構が各都道府県に設置、運営しています。事業場のメンタルヘルス対策等の取組に対して、各種支援サービスを無料で提供します。

ストレスチェックの「取り組み方が分からない」とき

- ・ ストレスチェックはどこに頼めばいい？（健康診断の委託先？専門業者？）
- ・ 事業者の方針表明や、実務責任者、担当者の設定はどうする？
- ・ プライバシーの保護はどうする？
- ・ 安全衛生委員会における審議は？
- ・ 高ストレス者に対する医師の面接指導の実施体制はどうする？
- ・ メンタルヘルスの相談体制の整備はどうする？
- ・ ストレスチェック結果の集団分析・職場環境改善のやり方は？等



産保センターが提供する 無料の
メンタルヘルス対策の個別訪問支援 が有効です



メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が貴事業場を訪問し、事業場の状況に応じたストレスチェックの導入について、具体的なアドバイスを行うほか、メンタルヘルス対策の構築をトータルで支援します。

申込先：鳥取産保センター 電話：0857-25-3431

お申込は、裏面の「メンタルヘルス対策支援申込書」をご活用ください。
また、監督署からの利用勧奨があった場合は、その旨お伝えください。

メンタルヘルス対策支援申込書

支援無料

申込日 年 月 日

事業場名									従業員数	人			
所在地	〒 -												
	TEL - -				FAX - -								
担当者	職名	(フリガナ)											
	E-mail	氏名											
業種	<input type="checkbox"/> 製造業	<input type="checkbox"/> 建設業	<input type="checkbox"/> 運送業	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道	<input type="checkbox"/> 情報通信業	<input type="checkbox"/> 卸・小売業	<input type="checkbox"/> 金融・保険業	<input type="checkbox"/> 不動産業	<input type="checkbox"/> 飲食・宿泊業	<input type="checkbox"/> 医療・福祉	<input type="checkbox"/> 教育・学習支援業	<input type="checkbox"/> サービス業(その他)	<input type="checkbox"/> その他
事業内容									産業医	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
<input type="checkbox"/> 個別訪問支援 希望される場合、□をつけて下さい。 右の項目で、 支援希望の項目に □をつけて下さい。 (複数選択可)	第一希望日								希望時間帯				
	第二希望日								希望時間帯				
支援内容 右の項目で、 支援希望の項目に □をつけて下さい。 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 1 衛生委員会にかかる支援							<input type="checkbox"/> 7 職場復帰にかかる支援 (職場復帰支援プログラムの作成支援を除く)					
	<input type="checkbox"/> 2 事業場における実態の把握にかかる支援							<input type="checkbox"/> 8 教育研修の実施にかかる支援 (管理監督者及び若年労働者向けメンタルヘルス教育の実施を除く)					
	<input type="checkbox"/> 3 「心の健康づくり計画」の策定にかかる支援							<input type="checkbox"/> 9 ストレスチェック制度の導入に関する支援					
	<input type="checkbox"/> 4 メンタルヘルス対策のための事業場内体制の整備にかかる支援							<input type="checkbox"/> 10 職場復帰支援プログラム作成支援					
	<input type="checkbox"/> 5 職場環境等の把握と改善にかかる支援							<input type="checkbox"/> 11 その他					
	<input type="checkbox"/> 6 メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応にかかる支援												
<input type="checkbox"/> 管理監督者向け メンタルヘルス教育 (ストレスチェック含む) 希望される場合、 □をつけて下さい。	第一希望日								希望時間帯				
	第二希望日								希望時間帯				
	参加者見込み数								※ ただし1事業場につき1回のみ。 講師の日程調整のため、少なくとも1カ月程度は余裕を見て下さい。				
<input type="checkbox"/> 若年労働者向け メンタルヘルス教育 希望される場合、 □をつけて下さい。	第一希望日								希望時間帯				
	第二希望日								希望時間帯				
	参加者見込み数								※ ただし1事業場につき1回のみ。 講師の日程調整のため、少なくとも1カ月程度は余裕を見て下さい。				
希望する支援の具体的な内容、現在困っていること等													
<input type="checkbox"/> 健康経営マイレージ事業のメニューとして実施を希望する。 ※ 全国健康保険協会(協会けんぽ)に事業場名・所在地の情報を提供いたしますので、予めご了承ください。													

※ この申込書にご記入の上、そのままFAX番号へご送信ください。(FAX番号:0857-25-3432)

当センターホームページ内「メンタルヘルス対策」からも申込できます。

鳥取産業保健総合支援センター <https://www.tottoris.johas.go.jp>



(R7.4)

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

① 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

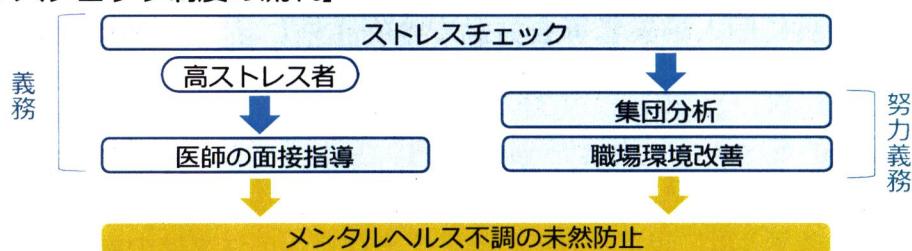
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めています。

【ストレスチェック制度の流れ】

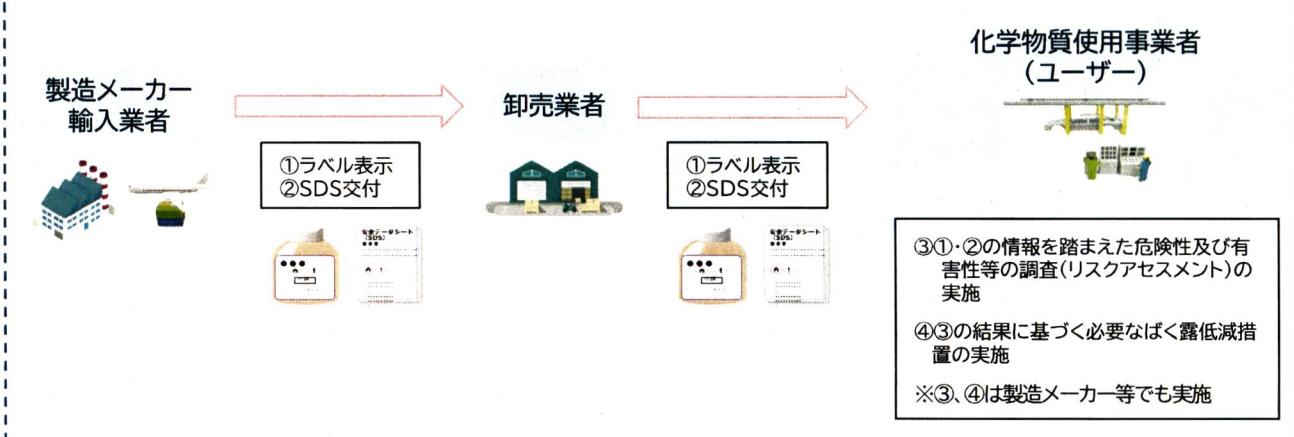


3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1)危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



(2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8.4.1施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等:当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講すべき措置等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

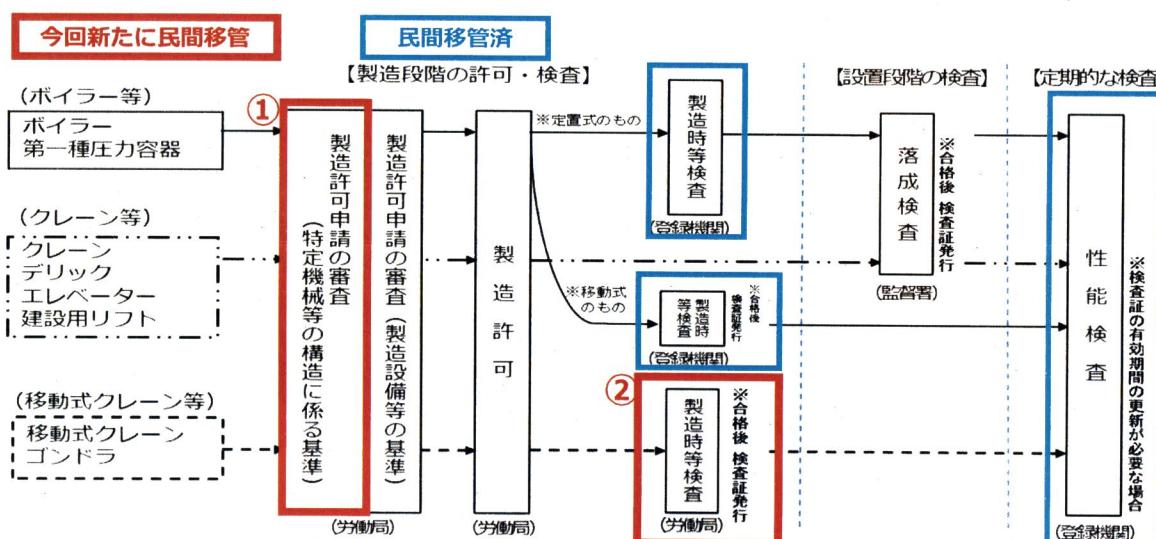
4 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8.4.1施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



(2)特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

R8.1.1施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るために指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るために指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



第37回

「ゼロ災55」無災害運動

運動期間 令和7年11月7日(金)～12月31日(水)の55日間

【令和7年度スローガン】

それ危険 注意し合える安全職場
みんなで築くゼロ災55

※本スローガンは (株)明治製作所 門木勇輔 氏 の作品です。

令和7年度(第37回)「ゼロ災55」無災害運動実施要綱(抄)

ゼロ災55「6つの柱」

- 墜落・転落灾害防止対策の推進
- 転倒や腰痛を含む行動災害防止対策の推進
- はざまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- 交通労働災害防止対策の推進
- エイジフレンドリーガイドラインによる取組の推進
- 健康確保対策の推進

災害防止団体等の実施事項

- 本運動の広報
- 関係事業場への実施事項の周知
- 事業場の実施事項に関する指導援助
- 関係事業場に対する安全衛生パトロールの実施
- 安全衛生教育の実施促進

労働局・労働基準監督署の実施事項

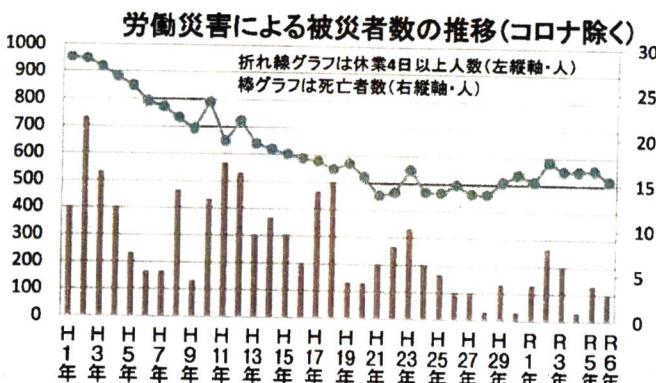
- 本運動の広報
- 安全衛生パトロール、安全衛生講習会等の実施
- 労働災害防止団体等が行う災害防止活動に対する指導援助

事業場の実施事項

- 経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医等安全衛生担当者の職務励行
- 安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施
- 安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、「ゼロ災55」リーフレットの活用等による安全衛生意識の高揚
- 安全「見える化」ととり運動への取組の実施
- 危険性・有害性の調査(リスクアセスメント)によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施
- 5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)活動、危険予知活動の推進と活性化
- 建設機械、荷役運搬機械を用いた作業における作業計画の作成と労働者への周知
- 積雪・凍結時における転倒災害防止等安全対策の徹底
- 定常・非定常作業における作業手順見直し
- 交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- 高年齢労働者の特性や、健康・体力の状況に配慮・対応した職場環境の改善
- 効果的な安全衛生教育の実施
- 心の健康づくり計画の策定とストレスチェックの実施
- 健康診断と事後措置の実施
- 長時間労働者に対する医師による面接指導及び必要な就業上の措置等の実施
- 年末年始無災害運動の推進大会等の実施

主唱:鳥取労働局 鳥取・米子・倉吉労働基準監督署

協賛:鳥取県労働基準協会及び東部・西部・中部支部
建設業労働災害防止協会 鳥取県支部
鳥取県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策委員会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鳥取県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 鳥取県支部
鳥取県採石協会
建設荷役車両安全技術協会 鳥取県支部
労働者健康安全機構 鳥取産業保健総合支援センター
日本労働安全衛生コンサルタント会 鳥取支部
鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議



ゼロ災55 「6つの柱」

1 墜落・転落災害防止対策の推進

令和6年に発生した休業4日以上の労働災害のうち新型コロナウイルス感染症によるものを除くもの(以下「死傷者数」といいます。)のうち墜落・転落災害は100人で死傷者数全体の19.5%を占め、転倒災害に次いで多く発生しました。業種別では建設業が最も多く、続いて運輸交通業、製造業及び商業の順で多くなりました。

また、起因物についてみると、「その他の装置」が最も多く、次いで「仮設物・建築物・構築物」、「物上げ装置・運搬機械」と続きます。具体的には「その他の装置」は、はしご・脚立が、「仮設物・建築物・構築物」は階段が半分強を、「物上げ装置・運搬機械」はトラックが大部分を占めています。

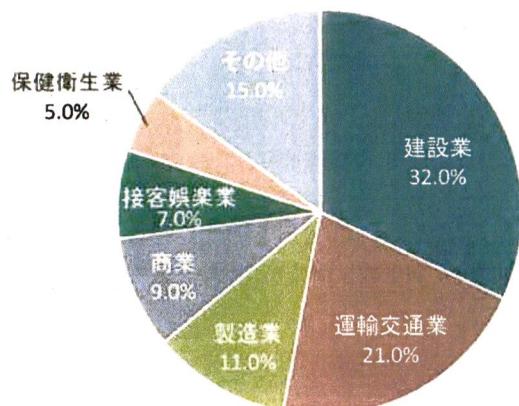
【墜落・転落災害防止対策】

皆様に積極的に取り組んでいただきたいこと

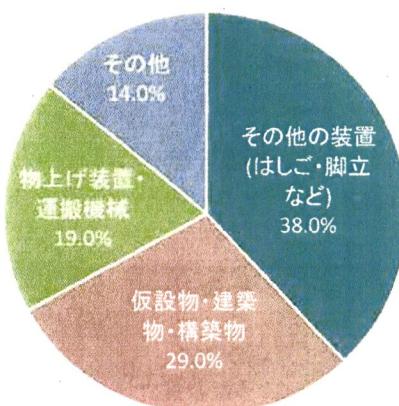
- ・墜落・転落のおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、フルハーネス型墜落制止用器具の確実な使用
- ・はしご・脚立等の安全な使用の徹底等の実施
- ・墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントの実施
- ・墜落・転落のおそれのある作業での保護帽の着用の徹底
- ・トラック荷台からの墜落・転落防止対策の徹底



業種別の割合



起因物別の割合



2 転倒や腰痛を含む行動災害防止対策の推進

令和6年における死傷者数のうち「転倒」によるものは145人で、死傷者数全体の28.2%を占めています。また、平成26年に比べて18.9%の増加となっています。

同様に「動作の反動・無理な動作(腰痛、ねんざ等)」によるものは59人で、死傷者数全体の11.5%を占めており、平成26年と比べて47.5%の増加となっています。

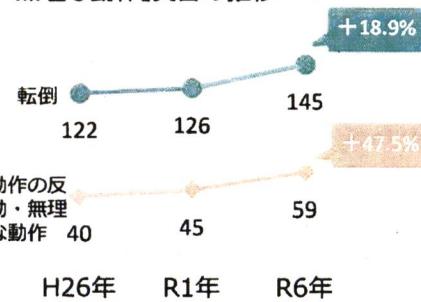
皆様に積極的に取り組んでいただきたいこと

【転倒予防対策】

- ・「4S(整理、整頓、清掃、清潔)」の実施や「転倒しにくい作業方法」の実践
- ・転倒災害のない職場づくりに努めましょう→



「転倒」災害、「動作の反動・無理な動作」災害の推移



【腰痛予防対策】

- ・多種多様な発生要因によるリスクに応じた「作業管理」「作業環境管理」「健康管理」「労働衛生教育」の総合的かつ継続的な実施

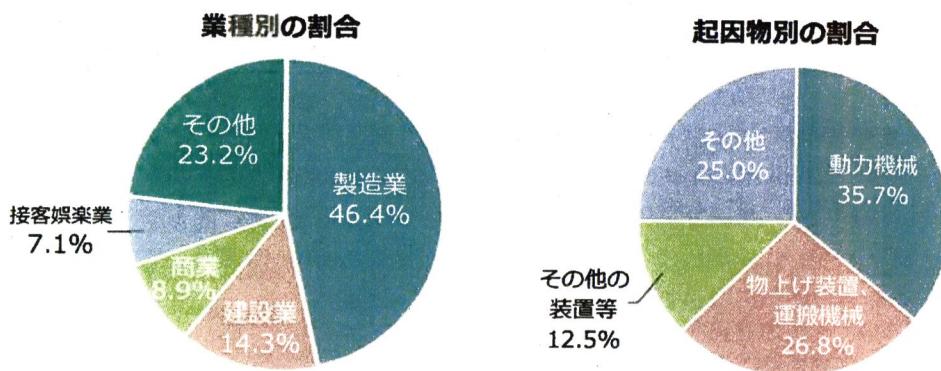


「転倒予防」「腰痛予防」の取組はこちらから⇒

3 はまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進

令和6年における死傷者数のうち「はまれ・巻き込まれ」によるものは56人で、死傷者数全体の10.9%を占めました。業種別では製造業が最多で、はまれ・巻き込まれ災害の46.4%を占めました。また、起因物別では、加工機械、建設機械などの「動力機械」が35.7%、コンベア、フォークリフトなどの「物上げ装置、運搬機械」が26.8%を占めました。

災害防止対策として、機械の回転部等へのカバーの設置、自動運転の機械の可動部への立入禁止、回転部分や刃部を清掃する際の機械停止の励行・徹底、共同作業時の合図の徹底、運転者・操作者からの死角の安全確認等により作業を行う必要があります。



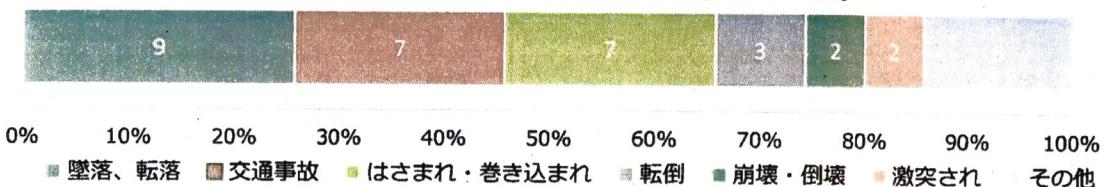
4 交通労働災害防止対策の推進

令和6年における死傷者数のうち「交通事故」によるものは20人(内、死亡者1)で死傷者数全体の3.9%を占めました。運輸交通業および商業で6人(30.0%)が最も多く、次いで製造業2人となりました。配送・運搬・送迎など主に自動車等を使用する業種で発生しています。また、過去10年間(平成27年～令和6年)の死亡労働災害を事故の型別で分類すると、交通事故が7人(20.0%)で、墜落・転落に次ぎ多く発生しています。

交通労働災害の防止のためには、組織的に安全運転、交通法規の遵守等の気運を高めるための取組が重要です。

※「交通労働災害防止のためのガイドライン」では、・安全衛生管理体制の確立・適正な労働時間管理・安全教育の実施・安全意識の高揚対策の実施などを求めています。

過去10年間の死亡災害の事故の型別割合(数字は人数)

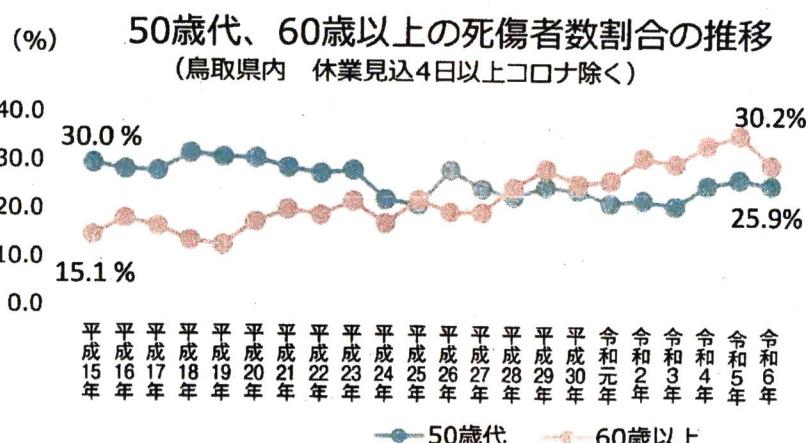


5 エイジフレンドリーガイドラインによる取組の推進

鳥取県内の事業場から提出される労働者死傷病報告の集計結果によると、労働災害による休業4日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者が占める割合は近年増加傾向にあり、令和6年においては30.2%となり、平成15年の15.1%から15.1ポイント増加しています。

労働安全衛生法の改正により、高年齢労働者の労働災害防止を図るため、必要な措置を講ずることが努力義務となります。

(R8.4.1施行)



【エイジフレンドリーガイドライン(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)について】

このガイドラインは高年齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場において、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものとなっており、事業者に対して、①安全衛生管理体制の確立、②身体機能の低下を補う設備・装置の導入等職場環境の改善、③高年齢労働者の健康や体力の状況の把握、④高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応、⑤安全衛生教育の実施を求めています。また、労働者に対しては、自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、健康や体力の維持管理、定期健康診断や特定健康診査の受診、食習慣や食行動の改善などを求めています。

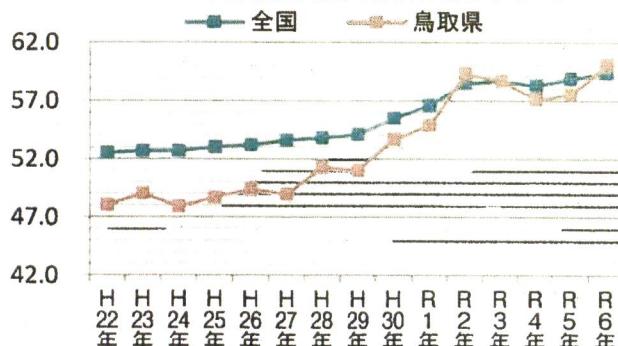
厚生労働省HPでは、ガイドラインの詳細のほか、補助金、セミナーなどの情報も掲載していますので、ご確認ください。



6 健康確保対策の推進

労働安全衛生法では、事業者は常時使用する労働者を雇い入れる際に「雇入れ時の健康診断」を、また雇入れ後は1年以内ごとに1回、有害業務等一定の業務に従事する労働者には6月以内ごとに1回、「健康診断」を行うこととされています。鳥取県内の定期健康診断有所見率は令和6年では60.1%でした。

定期健康診断有所見率(%)



健康診断実施後の措置をお願いします。

- ① 健康診断の結果、所見がある労働者については、健康保持に必要な措置について医師の意見を聴き、その意見を健康診断個人票に記載すること
- ② 事業者は医師の意見を勘案し、必要がある場合は、労働者の意向を踏まえた上で、作業の転換、労働時間の短縮など就業上の措置を講ずること
- ③ 健康診断の結果、特に健康の保持が必要と認められる労働者に対して医師又は保健師による保健指導を行うよう努めること

労働安全衛生法の改正により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務付けられます。(R7.5.14から3年以内に施行)

安全「見える化」とつとり運動

安全の「見える化」は、職場に潜む危険や安全衛生情報を写真や注意書きなどにより「目に見える形」にする効果的な安全衛生活動の取組です。

①危険を防止するための「見える化」

見えない危険を絵や文字で「見える化」することで、現場の労働者の自らの気づきを促します。



階段下り口の表示



積上げ高さの制限



スベル!!
危険



立入禁止



安全通路の明示

②安全衛生情報の「見える化」

ルールなどの情報を「見える化」することで、作業を安全で合理的に行うことができます。



安全宣言



5S活動の推進



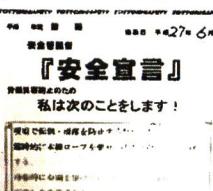
禁止事項の掲示



機械設備に貼られた注意事項

③安全衛生活動の「見える化」

安全衛生活動を「見える化」することで、安全衛生レベルが上がります。



安全宣言の周知



5Sの徹底の呼びかけ

2025(令和7)年度 両立支援等助成金のご案内

仕事と育児・介護等を両立できる職場環境づくりのために、
以下の取組を行った中小企業事業主の皆さんを応援します！

男性の育児休業取得促進 >>> 1 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

仕事と介護の両立支援 >>> 2 介護離職防止支援コース

円滑な育児休業取得支援 >>> 3 育児休業等支援コース

業務代替者への手当支給等 >>> 4 育休中等業務代替支援コース

育児期の柔軟な働き方整備 >>> 5 柔軟な働き方選択制度等支援コース

仕事と不妊治療等の両立支援 >>> 6 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

NEW

1 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)



男性の育休取得促進にむけて

育児休業を取得しやすい雇用環境整備などを行い、**男性労働者が育児休業を取得した場合に受給できる助成金です。**

①	第1種 男性の育休取得	対象労働者が子の出生後、8週以内に育休開始	1人目 20万円 2・3人目 10万円
②	第2種 男性の育休取得率の上昇等	育休取得率が30%以上UP & 50%達成 等	60万円

※第2種は1事業主につき1回限りの支給です。

※第2種申請後の第1種申請および同一年度内に第1種・第2種両方の申請できません。

※第1種の対象となった同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、育児休業等支援コース(育休取得時等)との併給できません。

おもな要件

① 第1種(男性労働者の育児休業取得)

- 育児・介護休業法等に定める雇用環境整備の措置を複数実施 ★1
- 育児休業取得者の業務代替者の業務見直しに係る規定等を策定し、業務体制の整備を実施 ★2
- 男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する一定日数以上(※)の育児休業を取得
※1人目:5日以上、2人目: 10日以上、3人目: 14日以上



② 第2種(男性の育児休業取得率の上昇等)

(※)Aの達成から申請までのイメージ



A 申請年度の前事業年度の男性労働者の育休取得率が、

前々事業年度と比較して30%以上UP & 育休取得率50%以上(※)

B 申請年度の前々事業年度で子が出生した男性労働者が5人未満かつ

申請前事業年度と前々事業年度の男性労働者の育休取得率が連続70%以上

2 介護離職防止支援コース

労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が介護休業を取得した場合や、
介護両立支援制度を利用した場合などに受給できる助成金です。

①	介 護 休 業	対象労働者が介護休業を取得 & 職場復帰	40万円
②	介 護 両 立 支 援 制 度	A:制度を1つ導入 & 対象労働者が当該制度を利用	20万円
		B:制度を2つ以上導入 & 対象労働者が当該制度を1つ以上利用	25万円
③	業務代替支援	(1)新規雇用 介護休業取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で受入	20万円
		(2)手当支給等 A:介護休業取得者の業務代替者に手当を支給 B:介護短時間勤務者の業務代替者に手当を支給	5万円 3万円

(※)支給額は、休業取得／制度利用者1人当たり。①～③それぞれ1事業主5人まで。制度利用期間に応じて増額あり。

おもな要件

① 介護休業

- 介護休業の取得・職場復帰支援に関する方針の社内周知 ★1
- 労働者との面談を実施し、プラン(P.4参照)を作成・実施 ★2
- 対象労働者が連続5日以上の介護休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用



② 介護両立支援制度

- ★1および★2の実施
- いずれかの介護両立支援制度(※)を対象労働者が一定基準以上利用し、支給申請日まで継続雇用

(※)介護両立支援制度…所定外労働の制限制度／時差出勤制度／深夜業の制限制度／短時間勤務制度／在宅勤務制度／フレックスタイム制度／法を上回る介護休暇制度／介護サービス費用補助制度

③ 業務代替支援

(1)新規雇用

- 対象労働者が介護休業を連続5日以上取得し、業務代替要員を新規雇用または派遣受入で確保

(2)手当支給等

- 業務を代替する労働者への手当制度等を就業規則等に規定
- 対象労働者が介護休業を連続5日以上取得または短時間勤務制度を合計15日以上利用し、業務代替者への手当支給等

3 育児休業等支援コース



円滑な育休取得・職場復帰にむけて

労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、

労働者が育児休業を取得した場合に受給できる助成金です。

①	育休取得時	30万円
②	職場復帰時	30万円

※①②とも1事業主2人まで(無期・有期1人ずつ)。

おもな要件

① 育休取得時

- 育児休業の取得・職場復帰支援に関する方針の社内周知
- 労働者との面談を実施し、プラン(P.4参照)を作成・実施
- 対象労働者の育児休業(引き続き休業する場合は産前休業)の開始日の前日までに、業務の引き継ぎを実施し、対象労働者が連続3か月以上の育児休業(引き続き休業する場合は産後休業を含む)を取得

② 職場復帰時 ※「①育休取得時」と同一の育児休業取得者のみ対象

- 対象労働者の育児休業中に職務や業務の情報・資料の提供を実施
- 育児休業終了前にその上司または人事労務担当者が面談を実施し、面談結果を記録
- 対象労働者を原則として原職等に復帰させ、申請日までの間6か月以上継続雇用



4 育休中等業務代替支援コース



まわりに気兼ねなく育休を取得できるように

育児休業取得者や短時間勤務者の業務を代わりに行う労働者に手当を支給、

または代替要員を新規雇用(または派遣で受入)した場合に受給できる助成金です。

①	手当支給等 (育児休業)	育児休業取得者の業務代替者に手当を支給	最大140万円(A+B) うち最大30万円を先行支給! A 業務体制整備費:最大20万円 B 業務代替手当 :最大120万円(手当支給総額の3/4)
②	手当支給等 (短時間勤務)	短時間勤務者の業務代替者に手当を支給	最大128万円(A+B) うち最大23万円を先行支給! A 業務体制整備費:最大20万円 B 業務代替手当 :最大108万円(手当支給総額の3/4)
③	新規雇用 (育児休業)	育休取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で受入	最大67.5万円(代替期間に応じた額を支給) ○最短(7日以上14日未満): 9万円 ○最長(6か月以上) :67.5万円

(※)①~③全て合わせて1年度10人まで、初回から5年間支給。その他要件あり。

おもな要件

① 手当支給等(育児休業)

- 代替業務の見直し・効率化の取組の実施 ★1
- 業務を代替する労働者への手当制度等を就業規則等に規定 ★2
- 対象労働者が7日以上の育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
- 業務を代替する労働者への手当支給等(支給した手当額に応じ、助成金支給額が変動)



② 手当支給等(短時間勤務)

- ★1および★2の実施
- 対象労働者が短時間勤務制度を1か月以上利用し、支給申請日まで継続雇用
- 業務を代替する労働者への手当支給等(支給した手当額に応じ、助成金支給額が変動)

③ 新規雇用(育児休業)

- 育児休業を取得する労働者の代替要員を新規雇用または派遣受入で確保
- 対象労働者が7日以上の育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
- 代替要員が育児休業中に業務を代替(業務を代替した期間に応じ、助成金支給額が変動)

5 柔軟な働き方選択制度等支援コース

柔軟な働き方選択制度等を複数導入した上で、対象労働者が制度を利用した場合に受給できる助成金です。

制度を2つ導入し、対象者が制度利用	20万円
制度を3つ以上導入し、対象者が制度利用	25万円

※1事業主1年度5人まで。

おもな要件

- 柔軟な働き方選択制度等(下記)を2つ以上導入
- 柔軟な働き方選択制度等の利用に関する方針の社内周知
- 労働者との面談を実施し、プランを作成・実施
- 制度利用開始から6か月間の間に、対象労働者が柔軟な働き方選択制度等を一定基準以上利用



▼柔軟な働き方選択制度等(5つ)

※異なる制度を同一期間に利用した場合、利用実績を合算することはできません。

フレックスタイム制度
時差出勤制度

テレワーク等

短時間勤務制度

保育サービスの
手配、費用補助制度

子の養育を容易にする
ための休暇制度
法を上回る
子の看護等休暇制度

6 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

NEW

不妊治療、月経(PMS(月経前症候群)含む。)や更年期といった女性の健康課題に対応するために利用可能な両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組むとともに、不妊治療や女性の健康課題に関する労働者の相談に対応し、それぞれに対応する両立支援制度を労働者が利用した場合に受給できる助成金です。

A	不妊治療のための両立支援制度を5日(回)利用	30万円
B	月経に起因する症状への対応のための支援制度を5日(回)利用	30万円
C	更年期に起因する症状への対応のための支援制度を5日(回)利用	30万円

※それぞれ1事業主当たり1回限り。

おもな要件

- A～Cそれぞれの両立支援制度(※)、制度利用の手続きや賃金の取扱い等を就業規則等に規定
(※)休暇制度／所定外労働制限制度／時差出勤制度／短時間勤務制度／フレックスタイム制度／在宅勤務等
- 労働者からの相談に対応する両立支援担当者を選任
- 対象労働者(制度利用の開始日から申請日まで雇用保険被保険者として継続雇用)が
A～Cそれぞれの両立支援制度を合計5日(回)利用



■その他

●両立支援等助成金における「中小企業」の範囲

	中小企業の範囲	
	A. 資本額または出資額	B. 常時雇用する労働者数
小売業(飲食業含む)	5千万円以下	50人以下
サー ビ ス 業	5千万円以下	100人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
そ の 他	3億円以下	300人以下

育休中等業務代替支援
コース(手当支給等)のみ、
Bの要件は全産業一律
300人以下となります！



●「介護支援プラン」「育休復帰支援プラン」について

労働者の介護休業や育児休業の取得及び職場復帰を円滑にするため事業主が作成するプランです。

* プランの作成の際には、厚生労働省HPに掲載している「介護支援プラン策定」マニュアル

「育休復帰支援プラン」策定マニュアルを参考にしてください。

* プラン策定のノウハウを持つ「仕事と家庭の両立支援プランナー」が中小企業に訪問し、

企業のプラン策定を無料で支援しています。詳細はHPをご覧ください。



両立支援等助成金の詳しい支給要件や手続き、申請期間については、
厚生労働省のHPをご参照いただくか、本社等所在地を管轄する
都道府県労働局(申請先)へお問い合わせください。

両立支援等助成金 厚生労働省 検索



※事業所内保育施設コースについては平成28(2016)年4月から新規計画の認定申請受付を停止しています。

キャリアアップ助成金

年収の壁対策として

労働者1人につき最大50万円助成します！

年収の壁対策の取組を行うことで、

労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、**処遇改善につながる**！事業主の皆様においては、**人手不足の解消**に！出典：政府広報オンライン (<https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202312/video-270966.html>)

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

※令和6年10月の社会保険の適用拡大に伴って、新たに加入対象となる労働者に対して以下の取組を行う場合、本助成金を活用できます。

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主に助成します。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当等)	1年目 20万円 (注)
② 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当等) 他	2年目 20万円 (注)
③ 賃金を18%以上増額 (労働時間延長による手取り増も含む)	3年目 10万円

(注)1,2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請(1回あたり10万円支給)

◆社会保険適用促進手当

本人負担分の保険料相当額を上限として、社会保険料の算定対象としない取扱いを受けられる手当(標準報酬月額10.4万円以下の方に限る)。

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	30万円
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ (2) 4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。

※ 1年目に(1)①、2年目に(2)の助成も受給可(併用メニュー)。
(上述を除き、1人に対して2つのメニューの助成は受けられません。)

※ 令和8年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、加入する者への取組が助成対象になります。

【注意点】

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

【手続き】

- 助成金を受けるには、事前※にキャリアアップ計画書を都道府県労働局へ提出してください。
※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで(令和6年10月1日加入の場合、同年9月30日まで)。
- 取組を6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください(流れは裏面ご参照)。

対象者以外にも賃上げを行う場合の本助成金の活用方法

○非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定(賃金テーブル等)を増額改定する場合、キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)を併用することもできます。

<例>パート従業員全員(40人)の時給を5%UP(例:1,000円→1,050円)させる場合

- 新たに社会保険に加入するパート従業員
うち、労働時間を延長できる 8人
うち、労働時間の延長が難しい 3人 ▶ 3時間延長 + 5%賃上げ ▶ 労働時間延長メニュー
5人 ▶ 5%賃上げ
- 既に社会保険に加入しているパート従業員 32人 ▶ 5%賃上げ

キャリアアップ助成金の別のコースを活用

【注意点】

改定後最低賃金の発効日以後、改定後最低賃金額までの賃金引上げ分は、助成金の要件である「賃上げの取組」に含めることはできません。

対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、新たに社会保険の被保険者の要件^{*1}を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。

② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること^{*2}ができますか。

はい

いいえ

その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当^{*3}等の支給後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から1年が経過した時点で、労働時間の延長ができる見込みですか。

はい

いいえ

(2)労働時間延長
メニュー

(1)(2)の
併用メニュー

(1)手当等支給
メニュー

社会保険適用に関する支給要件には該当しません。
本助成金の他のコースの活用をご検討ください。

*1 厚生年金保険の適用対象者（フルタイム従業員、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の4分の3以上の者）が常時101人以上（令和6年10月以降は51人以上）の企業等の場合、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上の者であること（学生、雇用見込み2か月未満の者を除く）。同適用対象者が常時100人以下（令和6年10月以降は50人以下）の企業等の場合、上述の厚生年金保険の適用対象者に該当する者であること。

*2 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2) 労働時間延長メニュー」をご覧ください。

*3 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

キャリアアップ計画書※を事前に作成・提出しましょう！

※雇用保険適用事業所単位でキャリアアップ管理者を設置し、労働者代表者の意見を聞いて作成する計画のこと。

○ 取組開始日の前日までに、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局へ提出してください。
(不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください)

労働時間延長
メニュー

賃上げ、労働時間
延長の取組

併用メニュー

手当等の支給

手当等の支給

賃上げ、労働時間
延長の取組

手当等支給
メニュー

手当等の支給

手当等の支給

キャリアアップ
計画書の提出

取組開始
(社会保険の適用)

6ヶ月

1年

1年6ヶ月

2年

2年6ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

2ヶ月

賃上げ等、労働時間
延長あるいはその両方
による増額

基本給（総支給額）
の増額

○ キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。

○ 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。

最寄りのセンターの連絡先は

働き方改革推進支援センター 無料相談窓口

検索

○ 「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）

0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。) 厚生労働省公式HP



事業主の皆さまへ(1~4、6~11は全企業が対象)

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和7(2025)年4月1日から段階的に施行

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

①～⑨▶ 令和7(2025)年4月1日から施行

1 子の看護休暇の見直し

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大 (③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

※ 取得可能日数は、現行日数(1年間に5日、子が2人以上の場合は10日)から変更ありません。

2 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

3 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加

選択する場合は
就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
代替措置(※)のメニューを追加	<代替措置> ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	<代替措置> ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 ③テレワーク

※ 短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。